

事業概要

令和3年版

 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

はじめに

令和2年度の東京都立多摩総合精神保健福祉センターの事業実績をまとめた令和3年版事業概要をお届けします。

令和3年度は新たに策定された「東京都障害者計画」、「第6期東京都障害福祉計画」の初年度に当たります。この計画の期間中（令和3～5年度）には、平成28年度の施行後3年を経過して見直された改正障害者差別解消法の施行も予定されており、地域における同法の実施状況や課題を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組が一層具体的に進められていくことが期待されます。

国が年来進めている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討会」では、地域の身近なメンタルヘルスに係る問題を支援する仕組みとしてサポーター養成事業（令和3年度）等が新たに示され、市町村については精神保健福祉の第一線機関として、保健所については圏域の精神保健医療の中心機関として、精神保健福祉センターについては総合的専門的技術拠点として位置付ける方向性が呈示されました。

依存症問題に関連した動向としては、令和元年度より3（総合）精神保健福祉センターが依存症相談拠点として位置付けられ、昨年度は初めて多摩地域版の地域連携会議を開催しましたが、今年度も相談支援、人材育成、普及啓発、関係機関との連携強化等について引き続き取り組んでまいります。

令和2年から国の内外における新型コロナウイルス感染症の流行はなお消長し、令和3年7月12日からは東京で4度目の緊急事態宣言が発出されました。昨年来の大流行は精神保健福祉領域においても医療機関や関係諸機関にも大きな危機をもたらしました。クラスターの発生等の直接的な被害はもとより、感染予防のため常態化した対面サービスの制限は地域の相談事業全般の大きな停滞をもたらしました。当センターでは新型コロナウイルス感染症にまつわる各種の相談や調査への対応を行っていましたが、一方で研修のオンライン配信・オンライン会議の運用に向けたIT基盤の整備等、コロナ禍におけるニューノーマルへの備えも併せて進めてまいりました。

今後とも多摩地域における都民のこころの健康づくりや精神障害者の地域生活支援を推進するため、関係機関との協力や連携を一層強化するとともに、精神保健福祉活動における技術的な中核機関としての役割を全うできるよう努力してまいります。改めまして皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 9月

東京都立多摩総合精神保健福祉センター

所長

井上 悟

目 次

第1章 多摩総合精神保健福祉センター概要

1	東京都における精神保健医療福祉施策の体系	3
2	沿革	4
3	所在地と施設	5
4	担当地域	7
5	組織及び事務分掌・定数	8
6	職員の配置状況	9
7	事業費	10
8	主要な委員会・会議	11

第2章 業務内容及び実績

第1節 広報援助課

1	技術援助	15
2	精神障害者地域移行体制整備支援事業	20
3	組織育成	26
4	精神保健福祉相談	28
5	アウトリーチ支援事業	40
6	人材育成	48
7	広報普及	52
8	調査研究	56
9	精神医療審査会	57
10	自立支援医療費制度（精神通院医療）及び 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付	57
11	東京都災害時こころのケア体制整備事業	57
12	その他の精神保健福祉活動への支援	60

第2節 生活訓練科

1	医療デイケア	62
2	地域活動支援	71

第3節 各課・科共通

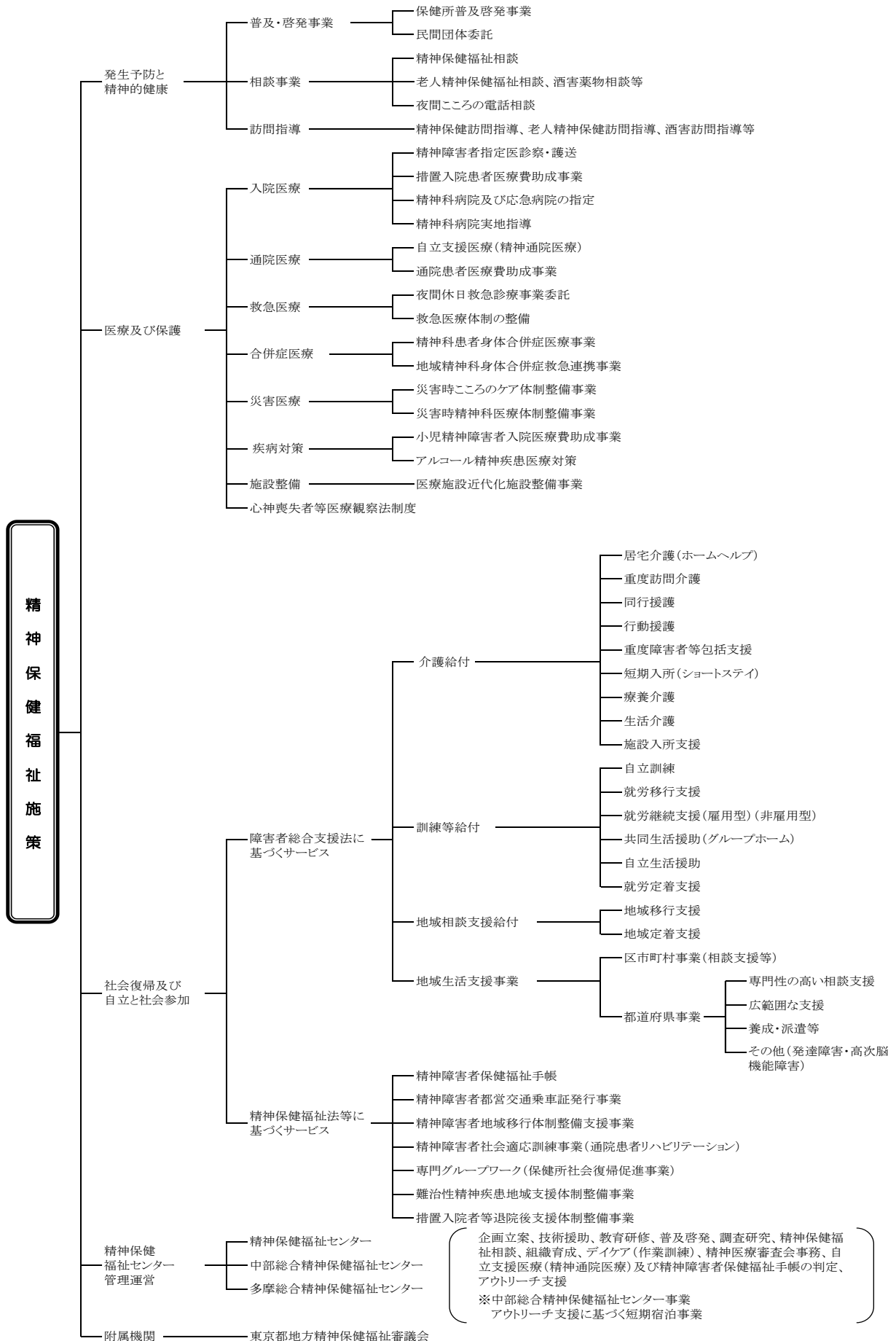
1	令和2年度利用者数（利用者の居住地別）	72
2	令和2年度援助件数（援助対象者の地域別）	73

注)各ページの構成比の合計については、端数処理により必ずしも100%とはならない場合があります。

第 1 章 多摩総合精神保健福祉センター概要

- 1 東京都における精神保健医療福祉施策の体系**
- 2 沿 革**
- 3 所在地と施設**
- 4 担当地域**
- 5 組織及び事務分掌・定数**
- 6 職員の配置状況**
- 7 事業費**
- 8 主要な委員会・会議**

1 東京都における精神保健医療福祉施策の体系 (令和3年4月1日現在)



2 沿 革

昭和61年11月	第2次東京都長期計画で計画化
昭和63年11月	多摩総合精神保健センター（仮称）設置準備委員会報告 （多摩総合精神保健センター（仮称）の設置に係る諸条件について）
平成 2年 9月	建設工事着工
平成 4年 4月	多摩総合精神保健センター開設
平成 4年 5月	相談部門、社会復帰訓練部門利用相談及び申込み開始
平成 4年 7月	精神保健相談、社会復帰訓練部門利用開始、健康保険法第65条第1項 保険医療機関指定
平成 4年10月	特定相談開始
平成 4年12月	理学療法等の施設基準に係る承認（精神科デイケア大規模）、 基準看護・基準給食・基準寝具設備実施承認及び施設基準承認、特別管 理給食加算承認
平成 7年 7月	ショートステイ事業開始、こころの夜間電話相談事業開始 多摩総合精神保健福祉センターに名称変更
平成 8年 4月	国庫負担（補助）金交付
平成 8年 7月	ホステル直接利用事業開始
平成11年 4月	老人（高齢者）精神医療相談事業開始
平成14年 4月	精神医療審査会の事務・通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手 帳の審査判定業務が精神保健福祉センター業務に加わる
平成16年 3月	こころの夜間電話相談事業終了
平成18年 4月	思春期・青年期精神科デイケア事業を開始
平成20年 4月	精神科ショートケアを開始
平成23年 3月	入所訓練事業終了
平成23年 4月	アウトリーチ支援事業及び短期宿泊事業を開始
平成28年 3月	短期宿泊事業を中部総合精神保健福祉センターに統合化 （当センターでの短期宿泊事業終了）
平成31年 3月	東京都老人性認知症専門医療事業終了

3 所在地と施設

(1) 所在地 〒206-0036 東京都多摩市中沢二丁目1番地3
 電話(代表) 042(376)1111
 FAX 042(376)6885

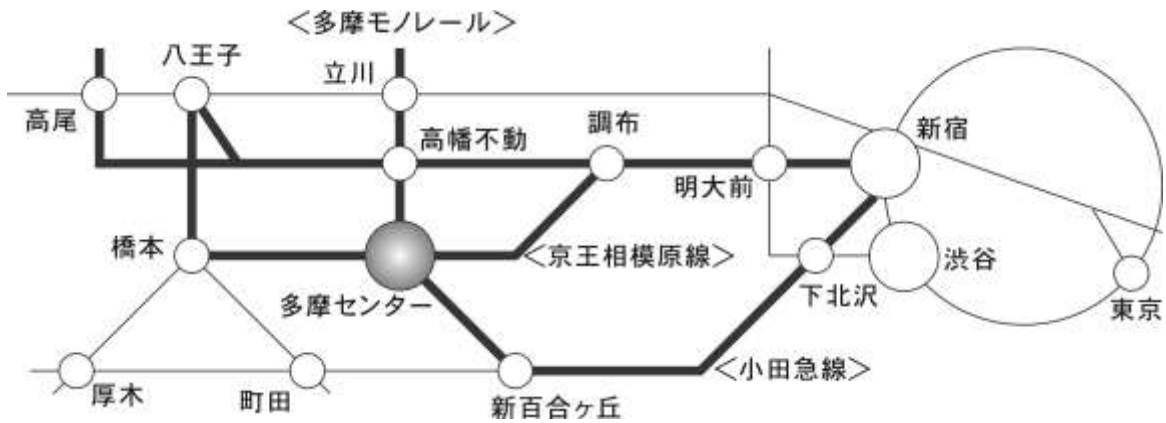
交通のご案内

<交通機関>

- 京王相模原線・・・ } 多摩センター駅下車
- 小田急多摩線 } 12番バス停より「多摩南部地域病院行き」終点下車すぐ
- 多摩都市モノレール } 又は徒歩約15分

- 京王線・・・・・・・・・・ 聖蹟桜ヶ丘駅下車
- 9番バス停より「多摩南部地域病院行き」終点下車すぐ

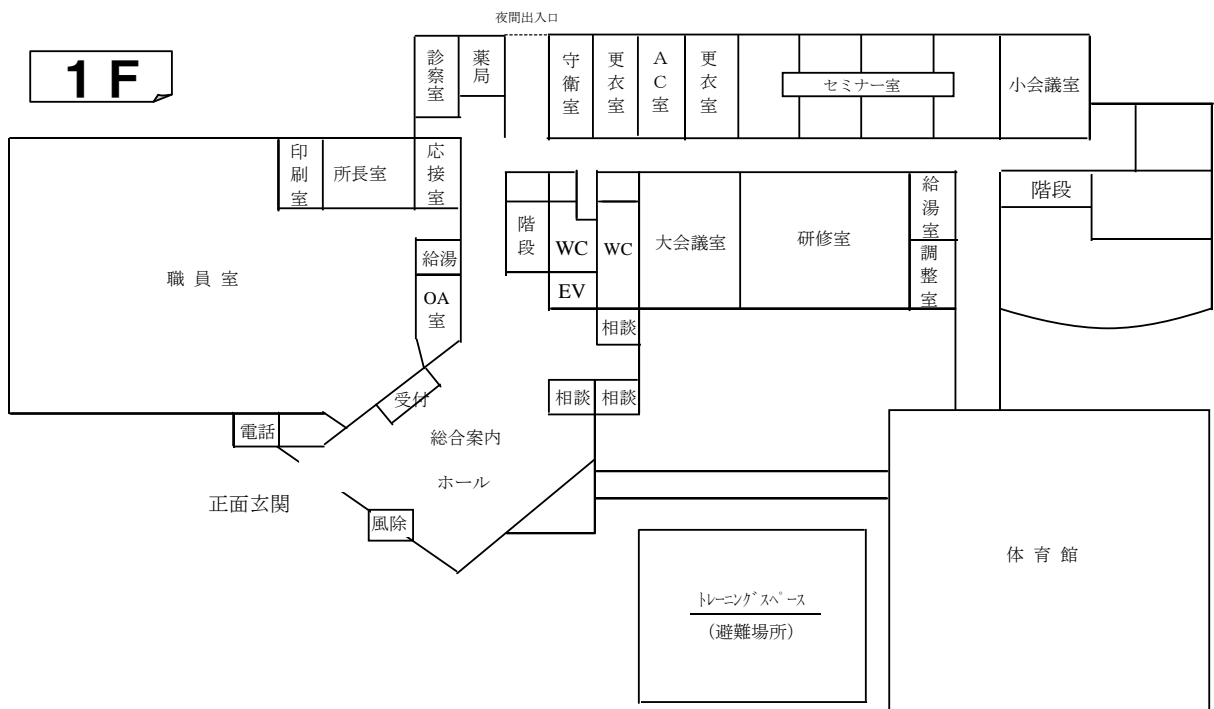
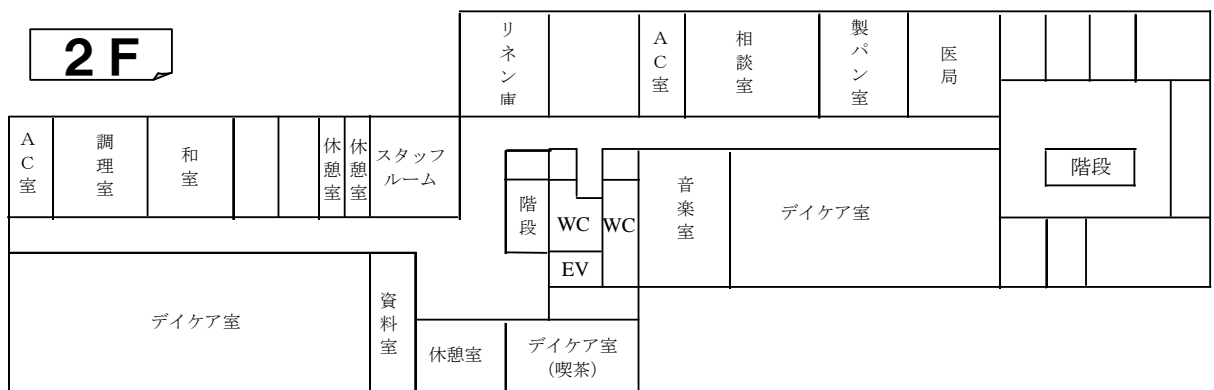
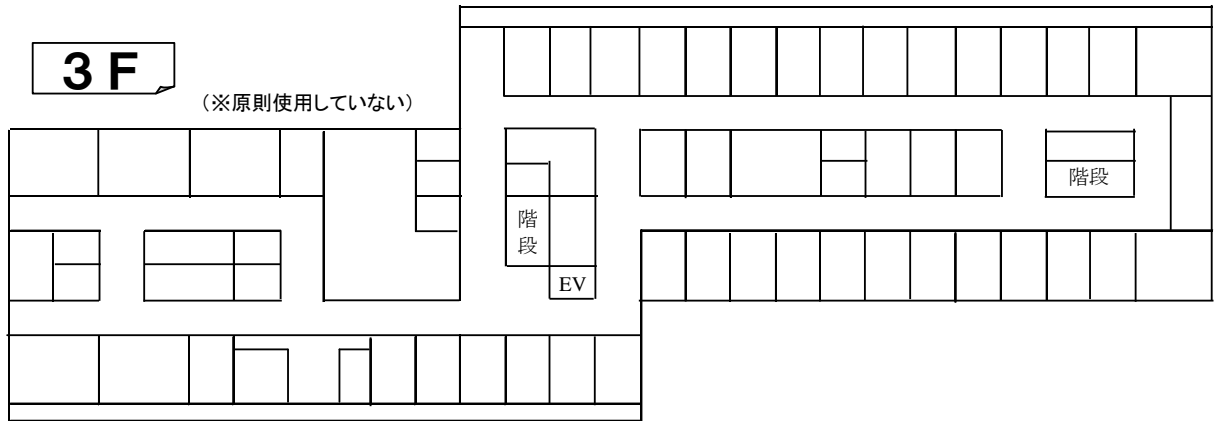
<案内図>



**多摩総合精神
保健福祉センター**



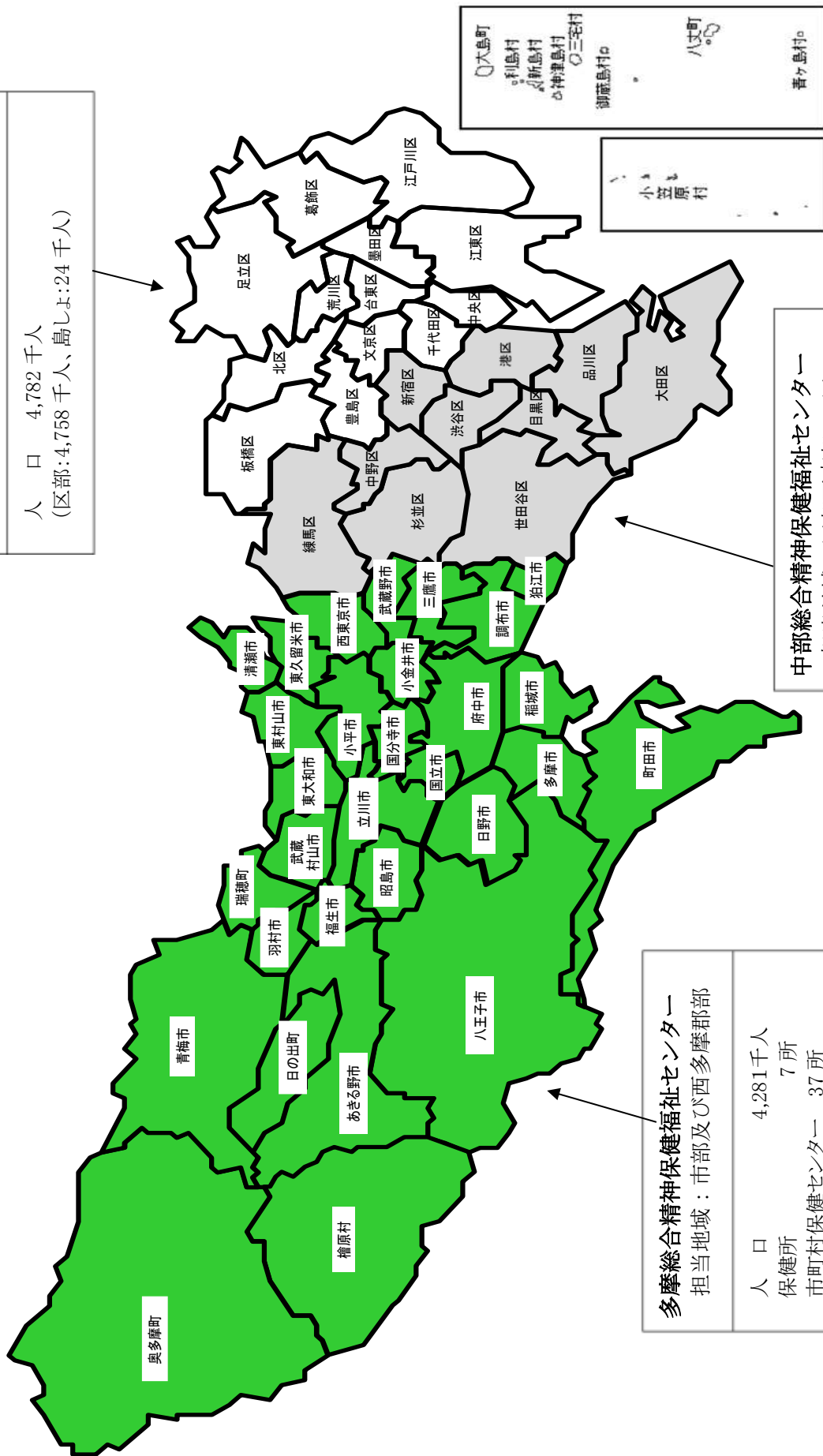
(2) 施設配置図



建物面積	6,242.62 m ²
本館	鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建 5,411.06 m ²
体育館	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平屋建 831.54 m ²
敷地面積	9,022.84 m ²

4 担当地域

精神保健福祉センター 担当地域：区部東北部 13 区及び島しょ
人口 4,782 千人 (区部：4,758 千人、島しょ：24 千人)



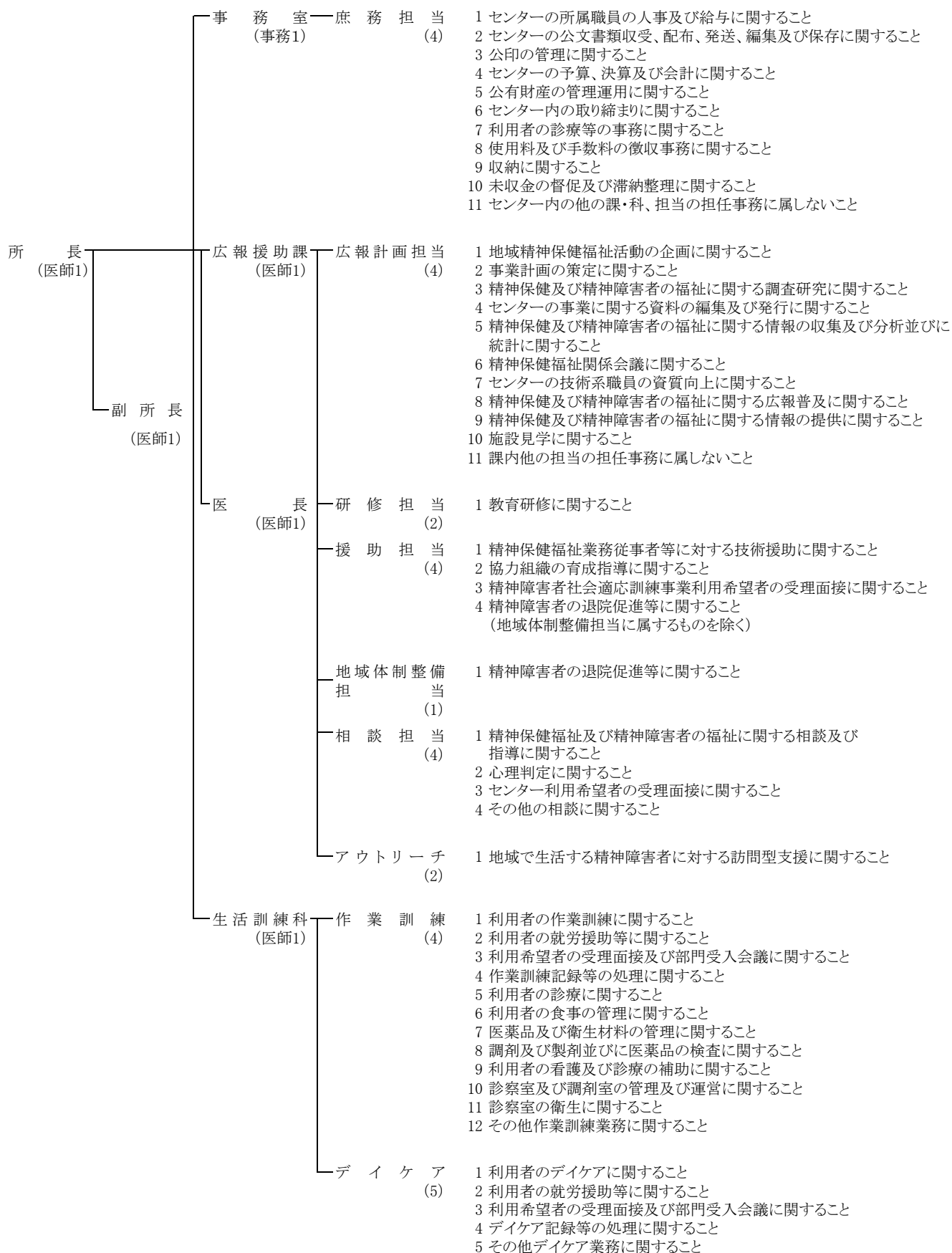
多摩総合精神保健福祉センター 担当地域：市部及び西多摩郡部
人口 4,281 千人 保健所 7 所 市町村保健センター 37 所

中部総合精神保健福祉センター 担当地域：区部西南部 10 区
人口 4,894 千人

資料：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部
 令和3年4月1日現在

5 組織及び事務分掌・定数

令和3年4月1日現在



6 職員の配置状況

令和3年4月1日現在

	事務系		福祉系		医療技術系				嘱託員	合計	定数		
	事	務	福	祉	医	師	作	業				保	健
	務	務	祉	理	師	士	師	師	員	計		現 員	
所 長					1					1			
副 所 長					1					1			
事務室	事務長	1								1			
	庶務担当	8①								8①			
広報 援助 課	課長・医長												
	広報計画担当	1①	3					2		6①			
	研修担当		3						1	4			
	援助担当							1	4	5			
	地域体制 整備担当		1							1			
	相談担当				3①		1	1	1	6①			
	アウトリーチ		2	1			1		1	5			
生活 訓練 科	科 長				1					1			
	作業訓練		1				1		3	5			
	デイケア		1	1	1	1			2	6			
合 計	10②	11	5①	4	4	4	12	0	50③		36③		

注) ○は会計年度任用職員(専門職(医師、電話相談員、訓練補助員以外))で外数

7 事業費

(1) 予算・決算

ア 歳入

(千円)

事項	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		決算	決算	予算
管理運営		171	292	210
事業費		7,946	5,925	16,951
患者費		23,391	13,788	105,187
計		31,508	20,005	122,348

イ 歳出

(千円)

事項	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		決算	決算	予算
管理運営		31,917	28,790	34,293
事業費		11,404	10,995	14,705
患者費		29,719	27,283	34,294
建物維持管理		52,172	52,293	59,764
計		125,212	119,361	143,056

(2) 医療費収入内訳実績(令和2年度)

(円)

	外 来	デイケア	計
初 診 料	0	66,240	66,240
再 診 料	17,505	2,249,541	2,267,046
薬 剤 料	0	0	0
注 射 料	0	0	0
検 査 料	0	0	0
処 置 料	0	0	0
精神科専門療法	52,990	24,000	76,990
精神科デイケア	0	3,351,600	3,351,600
精神科ショートケア	0	7,747,364	7,747,364
早 期 加 算	0	221,200	221,200
情報提供料等	0	0	0
外来管理加算	0	0	0
院外処方料	0	0	0
計	70,495	13,659,945	13,730,440

8 主要な委員会・会議

委員会名	委員	委員数	委員長	開催回数
運営会議	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	毎週火曜日
安全衛生委員会	所長、事務長、広報援助課長、生活訓練科長、職員代表委員(4名)、産業医 〔事務局:事務室〕	9	事務長	毎月1回
防災対策委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、各課長代理、各主任技術員 〔事務局:事務室〕	15	所長	定例会 1回/年 臨時会 必要の都度
医療安全管理対策委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	9	所長	毎月1回
コンプライアンス推進委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	年4回 (四半期ごと)
情報セキュリティ委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	年4回 (四半期ごと)
相談録・診療録管理委員会	副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、広報計画担当、相談担当、アウトリーチ担当、デイクア担当、庶務担当 〔事務局:広報援助課〕	10	副所長	必要の都度
図書類選定委員会	副所長、事務長、(広報援助課長)、広報計画担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、庶務担当、作業訓練担当、デイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	11	副所長	必要の都度
業者選定委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長 〔事務局:事務室〕	6	所長	必要の都度
サービス向上委員会	事務長、庶務担当、広報計画担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当、所長の指定する医師 〔事務局:広報計画担当〕	10	事務長	必要の都度
調査研究委員会	所長、副所長、事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、広報計画担当 〔事務局:広報計画担当〕	7	副所長	必要の都度
調査研究倫理委員会	事務長、(広報援助課長、広報援助課医長)、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	7	委員の互選	必要の都度
課長代理会議	庶務担当、広報計画担当、研修担当、援助担当、地域体制整備担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	9	広報計画担当	毎月 第3水曜日
所内職員研修委員会	副所長、庶務担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当、広報計画担当 〔事務局:広報計画担当〕	9	広報計画担当	4月及び3月他 必要の都度

注) 委員欄で、担当名が記載されているものについては、各課長代理、主任技術員が委員

第2章 業務内容及び実績

第1節 広報援助課

- 1 技術援助
- 2 精神障害者地域移行体制整備支援事業
- 3 組織育成
- 4 精神保健福祉相談
- 5 アウトリーチ支援事業
- 6 人材育成
- 7 広報普及
- 8 調査研究
- 9 精神医療審査会
- 10 自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付
- 11 東京都災害時こころのケア体制整備事業
- 12 その他の精神保健福祉活動への支援

第2節 生活訓練科

- 1 医療デイケア
- 2 地域活動支援

第3節 各課・科共通

- 1 令和2年度利用者数（利用者の居住地別）
- 2 令和2年度援助件数（援助対象者の地域別）

第1節 広報援助課

広報援助課の業務は、(1)企画立案(2)技術指導及び技術援助(3)人材育成(4)普及啓発(5)調査研究及び必要な統計資料の収集整備(6)精神保健福祉相談(7)組織育成(8)アウトリーチ支援事業の業務に大別される。

具体的には、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで広範囲にわたっている。その内容は、こころの健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、ギャンブル、薬物、思春期及び認知症等の特定相談を含めた精神保健福祉全般の相談、精神障害者の地域生活の安定・定着化を進めるためのアウトリーチ支援事業を実施している。特に精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び助言では、複雑困難なケースに対応し地域の関係機関を支援している。

また、これらの業務を遂行する中で、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行い、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関とも緊密に連携を図っている。

これらのほか、地域移行体制整備支援事業として、地域移行コーディネーターによる精神科病院の長期入院者に対する地域移行に向けた働きかけや、関係機関職員に対する研修の実施等、精神障害者の円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を進めている。

さらに、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」や、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」による地域社会における処遇に関しても、地域精神保健福祉業務の一環として保護観察所等関係機関相互の連携による必要な対応を行っている。

このように、広報援助課は地域の実情に応じながら、精神保健福祉の分野における技術的中枢としての必要な業務を、所内連携のもとに担っている。

1 技術援助

<目的>

地域精神保健福祉活動を推進するため、主として精神保健福祉を担う行政機関（保健所や市町村障害福祉所管課等）と精神保健福祉行政と密接に関係する機関（各医療機関、相談機関、就労機関、教育機関、保護観察所等の司法機関等）からの要請に応じて、専門的立場から積極的に支援することにより、精神保健及び精神障害者の福祉と医療の向上に資することを目的としている。

<支援内容及び方法>

支援内容には以下のものがある。

ア 処遇、相談

関係機関が抱えている処遇の複雑困難な事例について、定例及び緊急の事例検討会に参加し今後の支援への助言、ケアマネジメント、地域関係者との同行訪問等による支援を行う。その中で、集中的な支援が必要な事例に対し、当センターのアウトリーチ支援導入の検討を行う。事例検討会に至らない事例でも、処遇上の意見や医療情報・福祉サービス情報等の提供を行う。また、心神喪失者等医療観察法に基づくケア会議等に参加して助言、ケースへの支援等を行う。

イ 情報知識の提供

精神保健福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び心神喪失者等医療観察法等の法律・制度に関すること並びに地域の社会資源に関する情報及び知識の提供を行う。

ウ 機関・組織への業務協力

機関・組織の会議に参加し、業務内容の検討や運営に必要な助言を行う。

また、講演会・研修会等に講師・助言者・運営協力者を派遣する。

エ 東京都及び精神保健福祉センター主催事業の運営に協力する

支援の方法は、「来所、出張、電話・FAX・メール」による。最近では、電子メールによる情報提供も増加している。

<令和2年度の技術援助の特徴>

令和2年4月より東京都版措置入院者退院後支援ガイドライン（以下「東京都版ガイドライン」という。）が実施されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応により保健所業務が逼迫したこともあり、支援会議・計画作成等への協力要請は僅かに留まった。

協力要請のあったケースでは、未治療や医療中断等、あるいは精神障害と知的障害や発達障害等との重複により地域定着が困難なものなどが見受けられ、このようなケースについて、保健所や市町村等からの依頼により、助言や同行訪問等の支援（技術援助等）に努めた。

あわせて、各ケースの事例検討会等に積極的に参加し、地域の複雑困難事例の対応に関しては、随時、法律相談市区町村支援事業を有効活用した。

また、関係機関からの要請に応じた研修会への講師派遣等により、技術援助や組織育成に取り組んだ。

東京都版ガイドラインの円滑な実施に向けた技術支援を展開するために、多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会でアンケートを実施し、現場レベルの課題を抽出し、関係機関で共有を図った。

(1) 技術援助実績

令和2年度の事業実績は、表1-1から表1-4のとおりであった。

表1-1 機関別・援助内容別件数 (件)

区分	合計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他	
保健所	1,357	1,013	61	191	80	12	
行政	市町村等	553	252	29	243	22	7
	国都道府県	446	314	13	32	75	12
医療機関	36	25	7	4	0	0	
教育機関	4	1	3	0	0	0	
就労関係	6	1	0	1	4	0	
その他	111	54	13	39	5	0	
総数	2,513	1,660	126	510	186	31	

表1-2 年度別・援助内容別件数 (件)

区分	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他	
平成28年度	1,916	1,146	68	348	348	6
平成29年度	2,052	1,082	72	516	345	37
平成30年度	2,501	1,407	167	719	190	18
令和元年度	2,863	1,606	160	856	224	17
令和2年度	2,513	1,660	126	510	186	31

表1-3 援助項目別・方法別・援助内容別件数

(件)

区分	合計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他	
合計	2,513	1,660	126	510	186	31	
援助項目	薬物・アルコール等相談	48	32	11	4	0	1
	思春期相談	29	22	4	3	0	0
	心の相談	10	5	1	4	0	0
	認知症等相談	69	55	2	8	1	3
	施設利用	6	1	3	0	2	0
	社適事業	132	4	4	2	120	2
	一般精神	1,808	1,208	93	439	47	21
	地域育成	0	0	0	0	0	0
	行政関連	411	333	8	50	16	4
	(再掲)措置入院者退院後支援	96	95	0	1	0	0
方法	来所	18	11	2	4	1	0
	出張	595	439	13	114	19	10
	電話・文書	1,900	1,210	111	392	166	21

注) 社適事業: 社会適応訓練事業

表1-4 年度別・援助項目別件数

(件)

区分	合計	薬物・アルコール等相談	思春期相談	心の相談	認知症等相談	施設利用	社適事業	一般精神	地域育成	行政関連
平成28年度	1,916	109	40	29	87	8	267	1,157	0	219
平成29年度	2,052	39	14	11	45	20	350	1,073	0	500
平成30年度	2,501	43	9	16	69	9	220	1,846	0	289
令和元年度	2,863	64	21	16	87	0	159	2,285	0	231
令和2年度	2,513	48	29	10	69	6	132	1,808	0	411

注) 社適事業: 社会適応訓練事業

(2) 保健所、市町村等への支援

ア 地域精神保健福祉連絡協議会等への参加支援

保健所における地域精神保健福祉連絡協議会の地区別分科会や専門部会等に参加し、各種の情報を提供するとともに、地域ニーズ及び課題等の関連情報の収集を行った。

イ 事例検討会への参加

保健所や市町村等が対応に苦慮している事例に関する事例検討会に、当センター医師・専門職が参加し、必要に応じて事例検討後に同行訪問や面接相談等の協力支援を行った。

令和2年度の事例検討会への参加は146回であった。詳細は次のとおりである

(図1-1、1-2)。そのうち、法律問題等事例検討会は計7回実施した(表1-5)。

図1-1 事例検討会の依頼の内訳(n = 146)

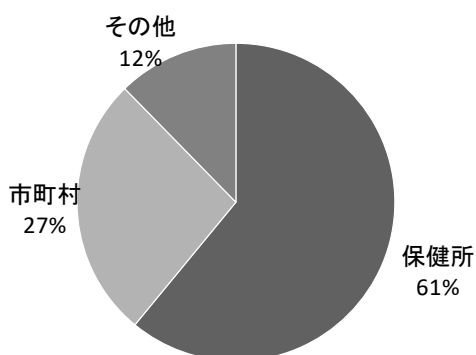


図1-2 事例検討会の内容内訳

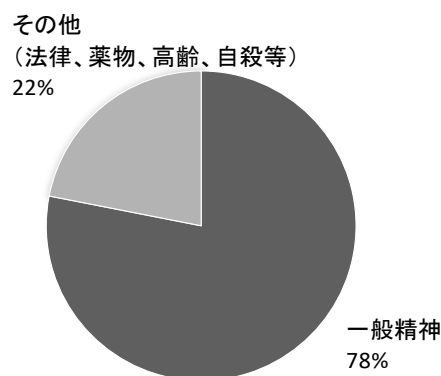


表1-5 令和2年度 法律問題等事例検討会の実施状況

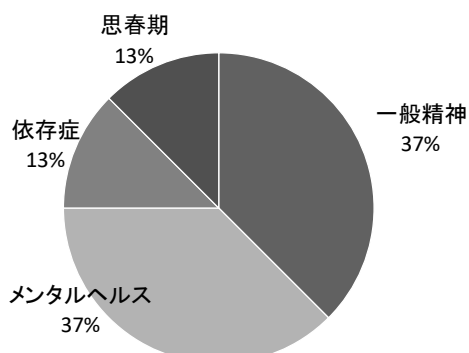
開催日	テーマ
令和2年8月24日	精神障害が疑われるケースが地域生活を継続できるよう支援方法を検討する
令和2年11月5日	グループホーム利用中の困難事例に対する支援について
令和2年11月16日	家庭内暴力で保護された母親が加害者の息子を追い出そうとしている困難ケースの支援について
令和2年12月21日	擁護者が知的問題を抱えている高齢者虐待ケースへの適切な支援について
令和2年12月23日	精神障害を持つ在日外国人の方の非自発的入院の支援について
令和3年2月18日	不当要求を繰り返す精神障害者の対応について
令和3年3月8日	近隣苦情を受けているケースについて権利擁護の視点から支援を考える

(3) 講演・研修会等

市町村、教育関係機関等からの依頼で、講演会や研修会等の講師を当センター医師及び専門職スタッフが務めた。

総数は8件で、テーマは「一般精神」、「メンタルヘルス」が多く、その他「思春期関連」「依存症関連」があった（新型コロナウイルス感染症対策として実施したオンラインによる講演、研修資料の配布のみを含む）。

図1-3 講演会・研修会等のテーマ内訳(n=8)



(4) 多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会

多摩地域の精神保健福祉活動の推進を図るため、市町村及び保健所の職員を対象に、地域ニーズを反映したテーマを設定し、精神保健福祉担当者業務連絡会を実施した。

<令和2年度多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会>

日 程 令和3年2月中旬 書面開催で実施

テーマ 「措置入院者退院後支援の現状と課題について」

内 容 措置入院者退院後支援の現状と課題についてアンケートを実施。アンケート内容をまとめ、関係機関に周知し、共有を図った。

(5) 精神障害者社会適応訓練事業

ア 令和4年度末での事業終了が決定。令和2年度末で新規受け入れを停止した。

イ 事業全体では、訓練生の激減に加え新型コロナウイルス感染症の影響で運営協議会の書面開催や中止が相次いだ。

ウ 事業所 新規申請なし。受け入れ稼働中の事業所1か所（登録事業所約80か所）。

エ 訓練生 継続利用の訓練生1人。新規申請及び修了なし。

表1-6 年度別・社会適応訓練稼働事業所数、訓練者数の推移

区 分	稼働協力事業所数 全都／多摩地域	訓練者数(人) 全都／多摩地域
平成28年度	31 / 14 (1)	49 / 31 (11)
平成29年度	22 / 9 (0)	31 / 19 (4)
平成30年度	21 / 10 (0)	25 / 12 (4)
令和元年度	9 / 4 (0)	11 / 6 (1)
令和2年度	5 / 1 (0)	5 / 1 (0)

注) ()内は多摩地域の新規の数

2 精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神科病院に長期入院している精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支える体制整備を図ることを目的として、平成24年度から「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を実施している。

【根拠】

精神障害者地域移行体制整備支援事業実施要綱（23福保障精第1377号）

精神障害者地域移行促進事業実施要領（23福保障精第1413号）

グループホーム活用型ショートステイ事業実施要領（23福保障精第1414号）

地域生活移行支援会議実施要領（23福保障精第1424号）

【令和2年度実施内容】

(1) 精神障害者地域移行促進事業（6か所の社会福祉法人等へ委託）

ア 地域移行・地域定着促進事業

指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。事業の実施に当たっては、ピアサポーターの育成及びピアサポート活動を活用する。

表2-1 地域移行促進事業者(令和2年度 委託事業者)

	所在地	事業所名
1	世田谷区	地域生活支援センター サポートセンターきぬた
2	世田谷区	社会福祉法人 めぐはうす
3	荒川区	相談支援センター あらかわ
4	三鷹市	指定相談支援事業所 野の花
5	町田市	ATOM相談支援事業
6	国分寺市	地域生活支援センター プラッツ

イ ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

精神障害者の視点を重視した支援の充実等のためピアサポーターの育成を図る。育成に当たっては、ピアサポーターの活用が図られるよう、事業者に対し必要な研修等を行う。

また、研修等を受講したピアサポーターの活動の場の拡大を目指すため、関係機関と連携し活用の推進に向けた体制を整備する。

ウ 地域移行関係職員に対する研修

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な支援が行われるよう地域移行関係職員に対する研修を実施する。

(2) グループホーム活用型ショートステイ事業（5か所の社会福祉法人等へ委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。（多摩地域の事業所は表2-2の3～5の3か所）。

表2-2 グループホーム活用型ショートステイ事業者(令和2年度)

	所在地	事業所名
1	練馬区	サンホーム
2	江戸川区	東京ソテリアハウス
3	八王子市	グループホーム駒里
4	東村山市	グループホームみのり荘
5	国分寺市	ピア国分寺

(3) 地域生活移行支援会議

保健・医療・福祉の関係者により、本事業に係る活動の報告や評価を行うとともに、地域包括ケアシステムを見据えた効果的な支援体制構築に向けた協議を行う。

【令和2年度事業実績】

(1) 精神障害者地域移行促進事業

ア 地域への働きかけ

① 市町村への働きかけ

センター担当地域市町村（西多摩圏域、南多摩圏域、北多摩西部圏域、北多摩南部圏域、北多摩北部圏域）の障害福祉主管課等を委託事業所とともに訪問し、事業の説明・協力依頼を行い、各市の精神保健福祉施策の進捗状況等を確認し、事業の推進に向けた働きかけを行った。

② 関係機関（相談支援事業所）への働きかけ

相談支援事業所等のネットワーク会議等出席し、進捗状況の確認や情報提供を行った。

表2-3 指定一般相談支援事業所等への指導・助言(令和2年度)

機関と内容	件数
指定一般相談支援事業所への指導・助言	1,086
関係機関への連絡調整	5,855
会議等への参加	930

イ 医療機関への働きかけ

都内62協力病院のうち、センター担当地域にある43の協力医療機関に対して、事業説明、事業推進のための連携・協力体制について調整・相互確認、院内研修等への協力を行った。

ウ 委託事業所への支援

当センターは「指定相談支援事業所 野の花」、「ATOM相談支援事業」、「地域生活支援センタープラッツ」の3か所の委託事業所を支援している。毎月行われる委託事業所との連絡会において情報交換、進捗状況の確認のほか、必要に応じて適宜助言・関係調整・支援協力を行った。

エ ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

令和2年度は、前年度実施したピアサポート活動実態調査の結果を踏まえ、今後のピアサポート活動の在り方について検討を行った。

表2-4 ピアサポーターの活動(令和2年度)

活動内容	実施状況
総活動数	63回
実施場所	10か所
延べピアサポーター数	241人

オ 地域移行関係職員に対する研修

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として圏域ごとの集合研修を見合わせ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を主眼とした講義動画の配信を行った。あわせて、視聴環境が整わない受講生のために会場での講義動画視聴会を実施した。

表2-5 地域移行関係職員に対する研修(令和2年度)

研修名	実施方法	回数等	参加者
地域移行関係職員に対する研修 (委託事業所が実施)	Youtube限定配信及び会場視聴	半日制	356名 ※
		2回	

※視聴後アンケート提出のあった人数

(2) グループホーム活用型ショートステイ事業(5か所の社会福祉法人等へ委託)(表2-2)

「駒里」、「みのり荘」、「ピア国分寺」において受け入れ会議に参加し、受け入れの可否や個別支援についての助言、病院・地域関係機関との調整を行った。

表2-6 グループホーム活用型ショートステイ事業実績

年度	委託事業数	利用者数(名)	利用日数(日)
平成28年度	5	98	887
平成29年度	5	120	961
平成30年度	5	125	1,153
令和元年度	5	93	886
令和2年度	5	64	577

(3) 地域生活移行支援会議 圏域別会議

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により書面開催とした。また、会議の事前アンケートとして実施した自治体に対するアンケート結果を特別区・多摩地区版としてとりまとめ、都内の自治体（島しょを除く。）へ送付することで情報共有を図った。

表2-7 地域生活移行支援会議 圏域別会議 開催状況(令和2年度)

圏域	圏域区市町村	開催日 (開催場所)	参加機関	参加 人数	内容
北多摩西部	立川市・昭島市 国分寺市・国立市 東大和市・武蔵村山市	令和2年 10月15日 書面開催	・6市障害福祉主管課 ・12指定一般相談支援事業所等 ・1市地域活動支援センター I 型 ・多摩立川保健所 ・6地域移行促進事業者 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	30人	1 令和2年度 精神障害者地域移行体制整備支援事業について 2 精神障害者の地域移行・地域定着支援に係る取組について 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る状況報告
西多摩	青梅市・福生市 羽村市・あきる野市 瑞穂町・日の出町 奥多摩町・檜原村		・6病院 ・8市町村障害福祉主管課 ・9指定一般相談支援事業所等 ・西多摩保健所 ・6地域移行促進事業者 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	33人	
北多摩南部	武蔵野市・三鷹市 府中市・調布市 小金井市・狛江市		・9病院 ・6市障害福祉主管課 ・15指定一般相談支援事業所等 ・多摩府中保健所 ・6地域移行促進事業者 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	41人	
北多摩北部	小平市・東村山市 清瀬市・東久留米市 西東京市		・10病院 ・5市障害福祉主管課 ・8指定一般相談支援事業所等 ・多摩小平保健所 ・6地域移行促進事業者 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	31人	
南多摩	八王子市・町田市 日野市・多摩市 稲城市		・18病院 ・5市障害福祉主管課 ・24指定一般相談支援事業所等 ・南多摩保健所・八王子市保健所・町田市保健所 ・6地域移行促進事業者 ・(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	60人	

【令和2年度の特徴】

新型コロナウイルス感染症流行の影響により圏域別会議だけでなく各市の会議や地域のネットワーク会議の多くが中止となり、関係者が対面する機会が大幅に減少した。また、精神科医療機関でも感染症対策により面会や外出が困難となり、地域移行支援に影響が出ている等の課題が寄せられた。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、各自治体での取組が進む中、協議の場づくりや長期入院患者のニーズ調査等に関する相談等が増加してきている。

(1) 多摩総合精神保健福祉センターにおける取組

当事業は、地域体制整備担当を中心に所内援助担当と連携しながら、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課及び中部総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センターの地域体制整備担当と協働し実施している。

平成29年度までの事業実施により、精神科医療機関（協力病院）内にて地域移行促進事業者の地域移行コーディネーターらが、病棟内OTグループ等へ定期的に参加し、長期入院の方に対する退院への動機づけ支援を行った結果、病院職員から個別の相談が多数挙げられるようになった。

平成30年度から、エリア担当として地域移行コーディネーターは、精神科医療機関への支援として院内職員に対する研修に協力し、地域相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）等に対し、個別の事例に対する支援の方法等の助言を行うことで、地域づくりを行ってきた。

また、地域移行支援を実施する事業者が少ない状況にあり、区市町村主催の連絡会等で引き続き地域移行推進への働きかけを行った。

各精神保健福祉センターの地域体制整備担当は、各担当地域での事業運営・調整のみにとどまらず、地域移行体制整備支援事業の事業担当として、都が主催する会議や研修への協力をを行うとともに都全体での事業展開や当センター研修担当が主催する研修の企画・運営への協力等を行い、人材育成を行った。

(2) 地域体制整備担当業務実績

【地域体制整備担当の実績】

＜対象機関別件数＞

表2-8 技術援助

(件)

年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計
保健所	1	13	48	62	1	14	73	88	0	9	36	45	0	10	7	17	0	2	36	38
市町村	0	12	90	102	0	43	160	203	0	26	158	184	0	25	96	121	0	33	189	222
国・都・県	0	92	290	382	6	101	232	339	1	77	227	305	3	38	220	261	3	39	234	276
医療機関	2	48	228	278	0	23	208	231	0	25	137	162	0	21	102	123	0	14	133	147
その他	0	0	0	0	0	1	14	15	0	0	0	0	1	4	16	21	0	0	18	18
計	3	165	656	824	7	182	687	876	1	137	558	696	4	98	441	543	3	88	610	701

表2-9 組織育成

(件)

年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	対象機関	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
指定相談センター	1	28	220	249	1	39	224	264	1	48	413	462	0	41	236	277	4	24	309	337
介護給付系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	16	16
居住給付系	0	23	88	111	0	18	74	92	0	21	75	96	0	15	39	54	0	17	71	88
就労支援機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当事者会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0
ネットワーク	0	1	0	1	0	1	1	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	52	308	361	1	58	299	358	1	71	488	560	0	56	282	338	4	41	396	441

注1) 指定相談センター: 精神保健福祉を主務とする相談機関(地域活動支援センター、指定相談事業所など)

注2) 介護給付系: 総合支援法の在宅福祉サービスを提供するもの(ホームヘルパー、生活訓練など)及び訪問看護ステーション

注3) 居住給付系: 総合支援法で居住サービスを提供するもの(グループホーム)

注4) ネットワーク: 精神保健福祉に係る地域の公的及び民間機関の恒常的な組織(とうきょう会議など)

<援助分類項目別件数>

表2-10 技術援助

(件)

年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	援助内容	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
処遇・相談	1	7	26	34	0	5	25	30	0	5	33	38	0	4	47	51	0	0	2	2
情報・知識の提供	0	5	119	124	0	1	87	88	0	0	112	112	0	0	0	0	0	0	8	8
機関・組織への業務協力	1	81	207	289	2	99	220	321	1	79	279	359	1	51	110	162	3	85	342	430
都・センター主催事業	1	72	304	377	5	77	355	437	0	53	134	187	3	41	286	330	0	3	258	261
計	3	165	656	824	7	182	687	876	1	137	558	696	4	96	443	543	3	88	610	701

表2-11 組織育成

(件)

年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	援助内容	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
処遇・相談	0	22	42	64	0	18	48	66	0	20	24	44	0	1	5	6	0	0	1	1
情報・知識の提供	0	1	60	61	0	0	73	73	0	0	76	76	0	0	1	1	0	0	7	7
機関・組織への業務協力	1	29	117	147	0	34	132	166	1	50	222	273	0	45	98	143	4	40	249	293
都・センター主催事業	0	0	89	89	1	6	46	53	0	1	166	167	0	10	178	188	0	1	139	140
計	1	52	308	361	1	58	299	358	1	71	488	560	0	56	282	338	4	41	396	441

3 組織育成

組織育成では、主として地域における精神保健福祉活動に携わる民間の組織・団体（※）の活動を支援することにより、精神障害者の生活の質と福祉の向上を目的としている。

（※）地域活動支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、グループホーム等の障害福祉サービス事業所や家族会、ボランティアグループ、自助グループ等の組織や団体

<令和2年度の組織育成の特徴>

今年度も「東京都地域移行体制整備支援事業」の方針を踏まえ、地域体制整備担当と連携しながら、地域移行促進事業者、グループホーム活用型ショートステイ事業所等の関係事業所に対し、支援を行った。

また、民間事業所等主催の各種会議に参加し、事業運営に関する情報提供・助言・調整や個別支援への助言を行った。

(1) 就労移行支援、就労継続支援等事業所

依頼に応じて、助言や情報提供を行った。

(2) グループホーム

運営委員会に参加し、情報の提供や利用者への処遇対応及び運営について助言を行った。

また、東京都精神障害者共同ホーム連絡会等に参加し、情報交換及び情報提供を行った。

(3) 地域活動支援センター

多摩地域の地域活動支援センターに対しては、依頼に応じて助言や情報提供、学習会への講師派遣等の支援を行った。

(4) 自助グループ

ライフパートナー等当事者活動に対し、必要に応じて支援を行った。

(5) 家族会

各地域の定例会や総会への参加、学習会の講師派遣等の支援を行った。

表3-1 施設別・援助内容別件数

(件)

区 分	合 計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他
就労移行・就労継続等	13	1	5	5	1	1
グループホーム等	71	14	2	44	10	1
地域活動支援センター	12	4	4	3	1	0
地域組織	0	0	0	0	0	0
社会適応訓練事業所	13	1	0	1	10	1
自助グループ・家族会	22	0	1	21	0	0
その他	158	29	16	104	7	2
総 数	289	49	28	178	29	5

注) 就労移行・就労継続等: 就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等

表3-2 援助項目別・方法別・援助内容別件数

(件)

区 分		合 計	処遇・相談	情報・知識 の提供	機関・組織への 業務協力	当センター主催 等の業務運営	その他	
件 数		289	49	28	178	29	5	
内 訳	援助項目	薬物・アルコール等相談	10	2	3	3	0	2
		思春期相談	4	3	1	0	0	0
		心の相談	0	0	0	0	0	0
		認知症等相談	1	0	0	0	0	1
		施設利用	7	3	4	0	0	0
		社会適応訓練事業	20	6	1	1	11	1
		一般精神	235	31	18	171	14	1
		地域育成	0	0	0	0	0	0
		行政関連	12	4	1	3	4	0
	方法	来所	9	0	3	6	0	0
	出張	23	11	1	10	1	0	
	電話・文書	257	38	24	162	28	5	

表3-3 年度別・援助内容別件数

(件)

区 分	合 計	処遇・相談	情報・知識 の提供	機関・組織への 業務協力	当センター主催 等の業務運営	その他
平成28年度	273	41	14	162	52	4
平成29年度	382	79	40	178	78	7
平成30年度	392	57	66	206	61	2
令和元年度	384	87	27	252	17	1
令和2年度	289	49	28	178	29	5

表3-4 年度別・援助項目別件数

(件)

区 分	合 計	薬物・アル コール等相談	思春期 相談	心の 相談	認知症等 相談	施設 利用	社適 事業	一般 精神	地域 育成	行政 関連
平成28年度	273	5	0	2	2	0	49	193	0	22
平成29年度	382	9	2	7	5	12	91	219	4	33
平成30年度	392	2	2	3	2	6	57	296	0	24
令和元年度	384	9	0	0	3	0	10	353	0	9
令和2年度	289	10	4	0	1	7	20	235	0	12

注)社適事業:社会適応訓練事業

4 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談の概要

多摩地域の住民のこころの健康と精神保健福祉向上のため、精神保健福祉相談を実施している。相談形式として、電話による相談と来所による面接相談を実施している。

電話相談	来所相談	
こころの電話相談	一般相談	
	一般的な精神保健福祉に関する相談	・来所(面接)相談
	特定相談	
	薬物・アルコール等の依存、嗜癖行動等に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 ・再発予防プログラム(TAMARPP) ・家族教室
ひきこもり等の思春期・青年期に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 ・本人グループ ・家族教室 	

ア 電話相談－「こころの電話相談」

「こころの電話相談」は、住民の精神保健福祉に関する相談窓口として位置づけられ、精神保健福祉全般の相談に対応している。相談は、精神的不調、不適応や発達の問題、病気・障害に関する悩み、診療機関、リハビリ、就労等に関する問い合わせなど多岐にわたり、頻回に利用する人も多い。相談内容を傾聴し、適宜情報提供と必要な助言を行っている。対面での相談を希望される場合は来所相談（面接）で対応している。

イ 来所相談

「こころの電話相談」を通じた予約により、来所による面接を実施している。一般的な精神保健福祉に関する相談は「一般相談」として、また、薬物・アルコール等の依存やギャンブル等の行動嗜癖に関する相談と、ひきこもり等の思春期・青年期に関する相談は「特定相談」として予約を受けている。問題の整理や方向づけを助言・提案しながら、必要に応じて制度・サービスの利用、医療機関や地域社会資源等の利用につなげている。

「特定相談」においては、来所相談（個別相談）のほか、本人グループ活動、家族教室といった集団プログラムを実施している。

(2) 精神保健福祉相談の実績

相談内容別に見ると、「精神障害関連」が半数以上であり、精神科や心療内科受診歴のある方からの相談が多数を占めている。総件数は平成28年度以降僅かながら減少傾向にあったが、令和2年度は依存症に関する相談、特に「アルコール」「ギャンブル」「薬物関連」と、「思春期・青年期」の件数が前年度に比べ増加した。

表4-1 精神保健福祉相談内容及び形態別延べ件数(令和2年度) (件)

内容	形態	来所相談			こころの 電話相談	計	(構成比)
		電話・文書	面接	訪問			
アルコール・他嗜癖		318	316	0	331	965	8.9%
内 訳	アルコール	99	99	0	151	349	3.2%
	ギャンブル	175	141	0	105	421	3.9%
	その他アディクション	44	76	0	75	195	1.8%
薬物関連		195	118	0	99	412	3.8%
思春期・青年期		253	445	0	432	1,130	10.4%
高齢者		0	0	0	175	175	1.6%
精神障害関連		101	31	0	5,545	5,677	52.3%
心の健康		36	63	0	2,295	2,394	22.1%
施設利用相談		0	0	0	102	102	0.9%
計(構成比)		903 (8.3%)	973 (9.0%)	0 (0.0%)	8,979 (82.7%)	10,855	100.0%

注1) 関係機関からの相談は、技術援助として別途計上

注2) 「電話・文書」では、来所相談継続中の相談者や関係機関との電話や文書連絡のやり取りを計上

注3) 「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注4) 「心の健康」は、精神科受診歴のない人からの相談。「精神障害関連」は受診歴のある人からの相談

注5) 「施設利用相談」は、「こころの電話相談」を除き、生活訓練科で対応

表4-2 精神保健福祉相談 年度別延べ件数 (件)

内容	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		アルコール・他嗜癖	817	906	1,029	853
内 訳	アルコール	408	326	387	310	349
	ギャンブル	288	366	440	340	421
	その他アディクション	121	214	202	203	195
薬物関連		594	400	343	347	412
思春期・青年期		761	789	877	1,025	1,130
高齢者		94	81	144	180	175
精神障害関連		7,811	7,036	6,628	5,867	5,677
心の健康		1,528	1,935	2,024	2,420	2,394
施設利用相談		70	102	98	98	102
計		11,675	11,249	11,143	10,790	10,855

ア 「こころの電話相談」実績

電話相談は、本人からの相談が最も多い。内容では「精神障害関連」「心の健康」が大半を占めており、総件数としては緩やかに減少傾向にある（表4-3、表4-4）。

新規相談経路を見ると、「インターネット」経由で電話相談に至る人が最も多く、約半数を占めた。また、令和2年4月から5月の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令された期間中に、テレビのテロップに「こころの電話相談」の番号が掲載されたことで相談につながったケースもあり「TV・新聞・本・雑誌」が「インターネット」に続いた（表4-5-①、②）。

なお、5月以降も「こころの電話相談」は「新型コロナウイルス感染症に関わる心のケア電話相談」先として、また、新型コロナウイルス感染症による宿泊療養者・自宅療養者のストレス電話相談先として都民に広報されており、令和2年度は、延べ244件の相談があった。主な相談内容は、感染への不安、精神的不調や精神症状の悪化、在宅勤務等生活の変化による家族関係の問題についてであった。

表4-3 電話相談 相談者別件数（件）

相談者	件数	構成比
本人	7,622	84.9%
父親	118	1.3%
母親	622	6.9%
子供	144	1.6%
配偶者	223	2.5%
他の家族・親族	142	1.6%
家族以外の友人等	57	0.6%
関係機関職員	49	0.5%
不明	2	0.0%
計	8,979	100%

表4-4 電話相談 年度別相談内容件数（件）

内容	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	アルコール・他嗜癖		323	344	427	371
内訳	アルコール	166	153	205	154	151
	ギャンブル	117	120	134	123	105
	その他アディクション	40	71	88	94	75
薬物関連		84	103	120	107	99
思春期・青年期		324	290	342	434	432
高齢者		94	81	144	180	175
精神障害関連		7,475	6,848	6,465	5,735	5,545
心の健康		1,487	1,900	1,992	2,349	2,295
施設利用相談		70	102	98	98	102
計		9,857	9,668	9,588	9,274	8,979

表4-5-①

電話相談 経路別件数

区分	件数
新規相談	2,296
再相談	6,683
計	8,979

表4-5-② 電話相談 主な新規相談経路

相談経路	件数	構成比
インターネット	1,153	50.2%
TV・新聞・本・雑誌	186	8.1%
広報・便利帳・パンフレット類・講演会	128	5.6%
医療機関	98	4.3%
その他の公的機関(厚生労働省、女性相談等)	69	3.0%

イ 来所相談（面接）実績

来所相談（面接）は、薬物・アルコール・ギャンブル等の依存の問題や、思春期・青年期問題に関する「特定相談」が多い。これは、依存の問題や青年期まで続くひきこもり問題への社会的関心の高まりとともに、当センター相談事業の特色、専門性が認知され定着したためと考えられる。

一方、「精神障害関連」や「心の健康」に関する相談者数は、前年度に比べ減少した。相談内容は病気への不安・疑問についての相談が最も多いが、相談項目は多岐にわたっている。本人の問題に巻き込まれ困っている家族の相談が多いことから、家族の苦労を労いながら問題整理を援助している。本人の来所を含め、どのように相談や医療へつなげていくか相談対応している。

表4-6-① 面接相談 相談者実数

内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アルコール・他嗜癖		153 (90)	167 (113)	199 (123)	192 (124)	185 (119)
内 訳	アルコール	80 (42)	65 (36)	84 (47)	71 (40)	68 (41)
	ギャンブル	50 (32)	67 (49)	84 (59)	94 (68)	78 (49)
	その他アディクション	23 (16)	35 (28)	31 (17)	27 (16)	39 (29)
薬物関連		90 (33)	97 (52)	115 (63)	104 (41)	107 (43)
思春期・青年期		79 (47)	82 (46)	95 (56)	143 (99)	135 (69)
高齢者		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精神障害関連		50 (24)	45 (25)	45 (27)	37 (21)	26 (12)
心の健康		18 (10)	14 (10)	12 (8)	32 (27)	15 (5)
計		390 (204)	405 (246)	466 (277)	508 (312)	468 (248)

注1) ()内は、新規相談者数

注2) 「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

表4-6-② 精神障害関連と心の健康相談における新規相談者 相談項目の内訳

相談項目	人数
家庭内暴力	2
子どもの養育上の問題	1
ひきこもり	3
病気への不安・疑問・対応	4
職場・社会への不適應	2
無気力	1
食行動の異常	2
その他	2
計	17

注) アルコール関連、薬物関連、思春期・青年期については別項で掲載

表4-7 新規相談者の内訳

相談者	人数
本人	76
親(父・母)	127
配偶者(夫・妻)	35
他の家族(兄弟、子供、親族等)	10
計	248

注) 本人と家族で担当者に分けて対応した場合、それぞれカウントした。

表4-8 新規相談者 主な来所相談経路

来所経路	人数	構成比
インターネット	102	41.1%
保健所	24	9.7%
家族	23	9.3%
警察・司法・少年センター	21	8.5%
医療機関	21	8.5%

表4-9 新規相談者 医療機関における診断内訳(ICD-10)

診断名		人数
F0	症状性を含む器質性精神障害	1
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	29
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	2
F3	気分(感情)障害	24
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	9
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	2
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害	1
F7	知的障害(精神遅滞)	1
F8	心理的発達障害	12
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 詳細不明の精神障害	8
診断保留		31
未受診		128
不明		0
計		248

(3) 特定相談

アルコールや薬物等の依存や、ギャンブル等の行動嗜癖に関する問題は「薬物・アルコール等相談」として、ひきこもり等の思春期・青年期問題は「思春期・青年期相談」として、問題を抱えた本人、家族から直接相談を受けている。

特定相談は、「こころの電話相談」を通じた予約により、個別相談(面接)を実施する。個別相談を行った上で、集団プログラム(本人グループ、家族教室)を活用して対応する。常勤職員に加え、外部の専門相談員により相談対応している。

表4-10 特定相談事業実施状況

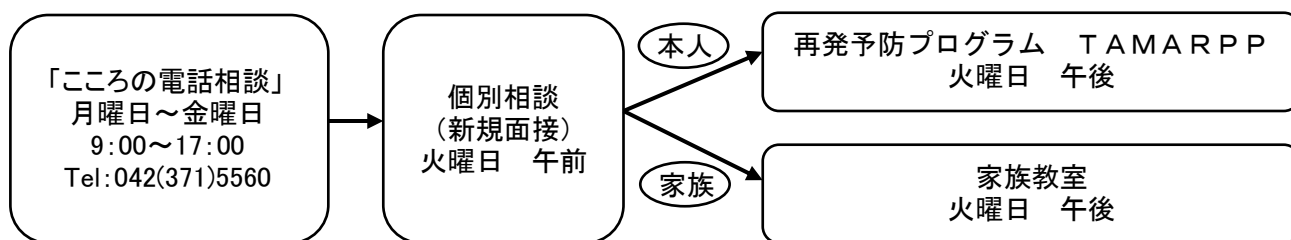
特定相談種別	曜日	時間	内容
思春期・青年期相談	月	午前	新規面接、継続面接、本人グループ
		午後	継続面接、家族教室、事例検討
薬物・アルコール等相談	火	午前	新規面接、継続面接
		午後	継続面接、本人グループ(再発予防)、家族教室、事例検討

ア 薬物・アルコール等相談

薬物・アルコール等相談は、平成4年9月から事業開始。

当センターでは、①個別相談(面接)、②再発予防プログラム、③家族教室の3本柱で事業を実施している。

図4-1 薬物・アルコール等相談の流れ



① 個別相談

「こころの電話相談」に依存の問題や行動嗜癖に関する相談があり、来所面接の希望があれば、火曜日午前の個別相談枠で予約を受ける。その後、必要に応じて再発予防プログラム、家族教室の案内を行う。

相談内容は治療や回復の問題にとどまらず、違法薬物の使用・所持をめぐる裁判や借金・浪費等の債務整理、DVや家族間紛争、気分障害や発達障害との重複等、多岐に渡り、これまで以上に他機関との連携が求められている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から5月までは新規相談、再相談の来所相談者数は減少したが、相談実件数は、アルコール・他嗜癖、薬物関連共に昨年度と大きな変化は見られなかった。その他アディクションの相談実件数は、やや増加した（表4-11）。

表4-11 薬物・アルコール等相談 年度別相談件数 (件)

区分		年度					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
相談 実件数	アルコール・他嗜癖	153	167	199	192	185	
	内訳	アルコール	80	65	84	71	68
		ギャンブル	50	67	84	94	78
		その他アディクション	23	35	31	27	39
		薬物関連	90	97	115	104	107
相談 延件数	アルコール・他嗜癖	1,243	1,349	1,451	1,094	1,092	
	内訳	アルコール	737	621	590	427	351
		ギャンブル	364	472	630	495	537
		その他アディクション	142	256	231	172	204
		薬物関連	1,226	834	757	767	629

注1)「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注2)相談実件数は、新規相談＋再相談(前年度からの継続相談)の実数である。

注3)相談延件数は、個別相談(面接・訪問・電話・文書)、グループワーク(再発予防プログラム・家族教室)参加者の合計である(「こころの電話相談」を除く)。

表4-12 薬物・アルコール等相談 対象者の男女別相談者数 (人)

性別	アルコール	ギャンブル	薬物	その他アディクション	計
男	54	76	88	30	248
女	14	2	19	9	44
計	68	78	107	39	292

表4-13 薬物・アルコール等相談 対象者の年齢別内訳

(人)

年齢	アルコール・他嗜癖			薬 物 関 連						計
	アルコール	ギャンブル	その他 アディクション	有機溶剤等	覚せい剤	危険 ドラッグ	大麻	麻薬	その他	
10代	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
20代	3	20	9	1	3	0	12	1	1	50
30代	13	21	12	0	16	1	5	1	9	78
40代	22	13	8	0	31	1	4	0	1	80
50代	12	19	5	0	15	0	0	0	0	51
60代	12	3	3	0	2	0	0	0	0	20
70歳以上	6	2	2	0	0	0	0	0	0	10
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	68	78	39	1	67	2	23	2	12	292

注1)「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注2)「有機溶剤等」には、シンナーの他、ブタンガス(ライターガス、カセットコンロのガス)を含む。

注3)「麻薬」には、コカインの他、LSD や MDMA 等の合成麻薬を含む。

注4)「その他」には、処方薬(抗不安薬、睡眠薬等)、市販薬(鎮咳薬、鎮痛薬、総合感冒薬等)等を計上

② 再発予防プログラム「タマープ」(TAMARPP)

アルコールや薬物等の問題があり、それらを使わない生活を送りたいと考えている当事者を対象に平成19年4月から実施。認知行動療法のテキストを用いた1クール8回のプログラムであり、再発に至る流れを理解し、再使用の引き金(きっかけ)を特定し、避ける生活を計画的に組み立てることをテーマにしており、週1回火曜の午後に回復者スタッフのサポートを得ながら実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月から5月中旬まで、「タマープ」を5回中止した。年間42回開催し、延べ291人(実人員45人)の参加があった(表4-15)。

また、近年増加傾向にあるギャンブル等の行動嗜癖の方に対応するため、物質依存と行動嗜癖を分けた「TAMARPP対象別セッション」を、令和2年度は6回実施した。

なお、「タマープ」テキストは薬物、アルコール用に作成されていたものを使用していたため、令和2年度に改定作業を行い、ギャンブル等の行動嗜癖にも対応したテキストを作成した。

③ 家族教室

アルコールや薬物等の問題を抱える人の家族を対象として週1回火曜日に実施。精神科医師、ソーシャルワーカー、司法書士、弁護士、自助グループ、依存症回復支援施設スタッフ等の外部講師による講義とともに、当所職員による講義とグループワークを組み込んで依存症についての正しい知識と適切な対応について学ぶ機会を提供している。通常、家族教室は個別相談を受けた家族のみを対象としているが、家族教室の拡大版として、多摩地域の関係機関職員や個別相談を経していない家族等まで対象を広げた「公開講座」も年数回実施している。病院や保健所、保護観察所等から家族教室参加を前提にした家族の紹介も多い。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月から5月末まで、家族教室を7回中止し、再開後も人数を制限して実施したため、延人数が減少した。40回開催し(うち公開講座5回)、延べ472人(実人員:家族135人、関係機関職員12人)の参加があった(表4-15)。

表4-14 薬物・アルコール等相談 新規相談者の内訳

(人)

相談者	依存内容	アルコール	ギャンブル	薬物	その他 アディクション	合計
妻		14	10	3	4	31
夫		2	0	0	0	2
母		8	12	12	13	45
父		1	5	8	0	14
本人		7	22	20	12	61
子供		6	0	0	0	6
兄弟		3	0	0	0	3
その他家族		0	0	0	0	0
合計		41	49	43	29	162

表4-15 薬物・アルコール等相談 グループワークにおける依存対象種別参加者数

(人)

種別	年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
再発予防 プログラム	アルコール	148	(9)	166	(11)	155	(15)	66	(10)	30	(8)	
	ギャンブル	32	(6)	58	(10)	76	(11)	70	(14)	91	(16)	
	薬物	317	(20)	164	(20)	228	(31)	184	(20)	102	(16)	
	その他アディクション	38	(1)	82	(4)	68	(3)	45	(3)	68	(5)	
	計	535	(36)	470	(45)	527	(60)	365	(47)	291	(45)	
家族教室	アルコール	347	(89)	282	(75)	256	(80)	205	(71)	112	(43)	
	ギャンブル	161	(24)	168	(31)	249	(53)	208	(41)	130	(34)	
	薬物	399	(52)	373	(56)	306	(60)	343	(56)	214	(50)	
	その他アディクション	23	(6)	31	(4)	48	(8)	18	(5)	16	(8)	
	計	930	(171)	854	(166)	859	(201)	774	(173)	472	(135)	

注)平成28年度から令和元年度分において、再発予防プログラムの関係機関見学者数は「アルコール」の延人数に含めた(実人数には含めず)。

表4-16-① 家族教室実施プログラム

テーマ	実施回数
A 依存症とは	4
B 依存症と医療の役割	2
C 依存症と借金の問題	2
D 家族の対応	4
E 回復とは	8
F 精神科医によるQ&A	5
公開講座	5
家族の対応～実践編(グループワーク)	10
トピックス講座	0
計	40

表4-16-② 公開講座実施日とテーマ

6月30日	依存症と女性の回復
8月18日	家族の中の境界線
10月27日	依存症と法律問題
12月1日	家族の中の境界線
3月2日	依存問題の個別的な理解と支援

表4-17 薬物・アルコール等相談 転帰の内訳 (人)

種別 区分	アルコール	ギャンブル	薬物	その他 アディクション	計
継続	51	61	85	30	227
中断	1	0	4	2	7
終了	16	17	18	7	58
計	68	78	107	39	292

④ 関係機関連携・支援

再発予防プログラム、家族教室とともに病院や保健所、他府県の精神保健福祉センター、弁護士等の関係機関職員の見学を随時受け入れている。再発予防プログラム「TAMARPP」の見学は、令和2年度は5機関から11名の参加があった。

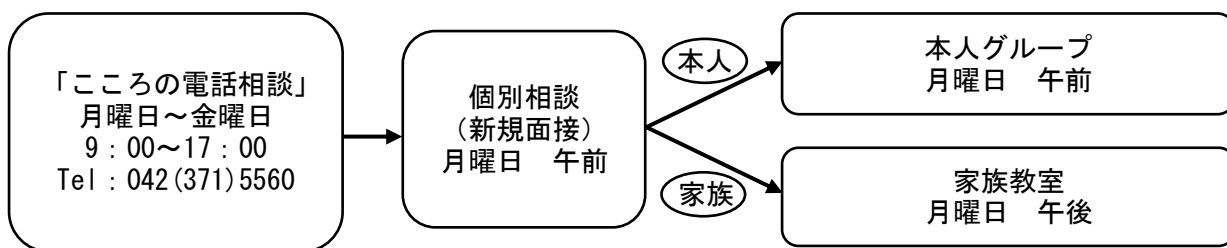
東京保護観察所立川支部とは、平成25年より法務省地域支援ガイドライン試行等事業の連携モデル事業に協力し、平成27年7月からは薬物依存症者等処遇の連携事業として、保護観察対象者の当センター個別相談・再発予防プログラムの利用を受け入れている。このほか、例年、東京保護観察所立川支部主催の保護者会・身元引受人会に講師として参加し、当センターでの薬物・アルコール等相談事業の取組を紹介している。また平成29年度からは、保護観察所内で立ち上げられた薬物再乱用防止プログラムに助言者として参加している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、立川支部主催の保護者会・身元引受人会及び薬物再乱用防止プログラムは実施されなかった。

平成28年6月1日から「刑の一部の執行猶予制度」が施行となり、今後も身近な機関等から適切な支援を継続的に受けられるよう、一層の地域機関連携による支援が期待されている。

イ 思春期・青年期相談

思春期・青年期相談では、個別相談（面接）と本人グループ及び家族教室を行っている。

図4-2 思春期・青年期相談の流れ



① 個別相談

「こころの電話相談」を窓口として、来所相談の希望があれば面接予約をし、原則として毎週月曜日の午前に個別に相談を受けている。その後、必要に応じて本人グループや家族教室の案内を行っている。対象者は、おおむね15歳から30歳の方で、相談内容は思春期・青年期の心の健康全般についてである。

相談実件数は平成29年度より増加傾向にあった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月から5月までは受付を制限していたため、前年度に比べ若干減少したが、減少幅は小さかった（表4-18）。

相談対象者は、男女別では例年男性の方が多く、令和2年度においても男女比は約7:3と男性の方が多かった。年齢別では10代後半から20代前半が全体の約8割で、25歳以上は2割弱であった（表4-20）。

相談内容では、無気力・ひきこもりを主訴とした来所相談が全体の約3割を占めるが、学校・職場等における不適応、家庭内暴力や社会的問題行動（非行・ギャンブル）についての相談が前年度より増加している（表4-21）。

思春期・青年期相談の特徴として、最初から本人が相談の場に登場することは少なく、外での不適応等をきっかけとして社会参加が困難となり、親からなかなか自立できない状況の中、本人とどう関われば良いかわからないという親からの相談が多い。

表4-18 思春期・青年期相談 年度別相談件数 (件)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談実件数	79	82	95	143	135
相談延件数	712	839	1,084	1,149	1,090

注1) 相談実数件数は、新規相談＋再相談(前年度からの継続相談)の実数である。

注2) 相談延件数は、個別相談(面接・電話・訪問・文書)の件数とグループワーク(本人グループ・家族教室)の参加数である(「こころの電話相談」を除く)。

表4-19 思春期・青年期相談 来所区分別相談者数

区分	人数
新規相談	69
再相談	66
計	135

表4-20 思春期・青年期相談 対象者の男女別・年齢別相談者数 (人)

年齢 \ 年度・性別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15歳未満	2	1	0	0	1	0	0	2	1	2
15～19歳	23	15	21	10	24	11	36	19	46	15
20～24歳	17	5	22	5	28	12	29	17	34	17
25歳以上	13	3	20	4	18	1	34	6	17	3
計	55	24	63	19	71	24	99	44	98	37

表4-21 思春期・青年期相談 年度別問題別内訳

(人)

内容	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
病気への不安・疑問・対応		7	6	2	3	5
リハビリテーション・就労		6	3	2	4	0
進路について		0	3	1	3	1
子どもの養育上の問題		12	4	11	22	16
家族関係の問題		8	6	9	10	9
不登校		9	8	8	13	12
不適応(学校・職場等)		10	15	10	17	27
家庭内暴力		2	2	2	5	8
食行動の異常		0	1	0	2	3
無気力・ひきこもり		24	33	47	53	41
社会的問題行動(非行・ギャンブル)		0	0	2	4	7
希死念慮・自殺企図		0	1	0	2	2
自傷行為		0	0	0	3	3
人間関係の問題		1	0	0	0	0
性格の問題		0	0	1	2	1
計		79	82	95	143	135

注)相談の主たる項目を一つ選んで掲載している。

② 本人グループ

社会的ひきこもりの本人を対象としており、週1回月曜日の午前にプログラムを実施している。令和2年度は平均5.3人/回、延べ213人の参加があった。新しくつながったメンバーがグループに定着し、安定して参加できたことにより、前年度よりも参加延人数が増加した(表4-22)。活動内容に関しては月1回実施するスポーツ、アサーティブネストレーニング、グループミーティングに加え、ボードゲーム、散歩、創作活動などのプログラムをメンバーとスタッフの話し合いで決めている。なお、例年行っている料理のプログラムは新型コロナウイルス感染症対策のため実施しなかった。

③ 家族教室

社会的ひきこもりや家庭内暴力、家族関係等で困っている家族を対象としており、概ね月1~2回月曜日の午後に全14回開催した。基本的には家族を対象としているが、家族教室の拡大版として、関係機関職員やテーマに関心のある一般市民も広く対象とした公開講座を年6回実施した。令和2年度は平均12.8人/回、延べ179人の参加があった。参加人数は新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行った影響で減少が見られた(表4-22)。

家族教室の内容は、ひきこもり傾向のある家族への具体的な手立てを伝える「家族の対応シリーズ」(全5回)のほか、医師・専門家による講義や体験型のグループワーク、アサーティブネストレーニング等であった(表4-23)。

表4-22 思春期・青年期相談 グループワーク

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本人グループ	回 数	46	45	43	42	40
	参加延人数	186 (9)	195 (12)	222 (12)	164 (10)	213 (9)
家族教室	回 数	11	11	16	16	14
	参加延人数	89 (58)	145 (97)	327 (164)	394 (139)	179 (63)

注)()内は実数

表4-23 思春期・青年期家族教室の実施日とテーマ

日付	テーマ
6月22日	【第1回・公開講座】思春期問題に対する家族療法的視点～解決志向アプローチのすすめ～
7月13日	【第2回・公開講座】不登校・ひきこもり傾向にある人への支援 ～感覚過敏性を踏まえて～
7月20日	ひきこもり概論&ひきこもりと発達障害 ＜ひきこもり・家族の対応シリーズ①＞
8月3日	【第3回・公開講座】発達特性と思春期問題 ～「その子らしい」生き方をどうサポートするか～
8月17日	「私」と子どもの関係性① ワークショップ形式
9月7日	本人との段階的なコミュニケーション～「顔も見られない・話せない」から「相談に行こう」まで～ ＜ひきこもり・家族の対応シリーズ②＞
9月28日	【第4回・公開講座】ネット依存の実態と家族の対応① ～ネット依存についての基本的理解～
10月12日	【第5回・公開講座】思春期の”ころ”とひきこもり ～家族ができることとは何か～
11月2日	自立につながる親子関係～子どもとの距離感を見直そう～ ＜ひきこもり・家族の対応シリーズ③＞
11月9日	「私」と家族のコミュニケーション～家族とのより良いコミュニケーションのために～ ＜アサーティブネストレーニング＞
12月7日	ひとりひとりの回復に向けて～ひきこもりの事例に学ぶ～ ＜ひきこもり・家族の対応シリーズ④＞
1月18日	親としての思いを語り合おう／支援機関について知ろう ＜ひきこもり・家族の対応シリーズ⑤＞
2月8日	【第6回・公開講座】ネット依存の実態と家族の対応② ～ネット依存に家族はどう対応したら良いか～
3月8日	「私」と子どもの関係性② ワークショップ形式

表4-24-① 思春期・青年期相談
転帰の内訳

区 分	人 数
継 続	89
中 断	7
終 了	39
計	135

表4-24-② 思春期・青年期相談
終了の内訳

区 分	人 数
医療機関紹介	5
他の公的機関紹介	3
進学・就労	2
知識・対応方法の習得	26
福祉・カウンセリング機関案内	2
その他・終了	1
計	39

5 アウトリーチ支援事業

(1) アウトリーチ支援事業の概要

多職種（医師、看護師、福祉職、心理職等）で構成するアウトリーチチームが、市町村・保健所と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指すとともに、地域の関係機関の人材育成を目的としている。

支援対象者は、未治療・医療中断等のため地域社会での生活に困難が生じ、通常受診勧奨や福祉サービス等の利用の勧めに応じることができない状態にある精神障害者又はその疑いのある者で、保健所からの支援依頼を受けて事例ごとにアウトリーチチームを組み、事例検討会で情報を共有、支援方針や対応方法を検討し、6か月の期間を目途に下記の支援を行う。

ア 訪問支援

支援対象者に対する病状の診たて、生活状況の確認、本人・家族への心理・社会的サポート、受診勧奨等

イ 医療・福祉サービスの利用支援

本人同意のもと、受診同行や手続き等の窓口対応の同行

ウ 関係機関による事例検討会への参加

支援方針、役割分担の検討、法的問題の整理、安全な業務実施等の検討に際しての支援

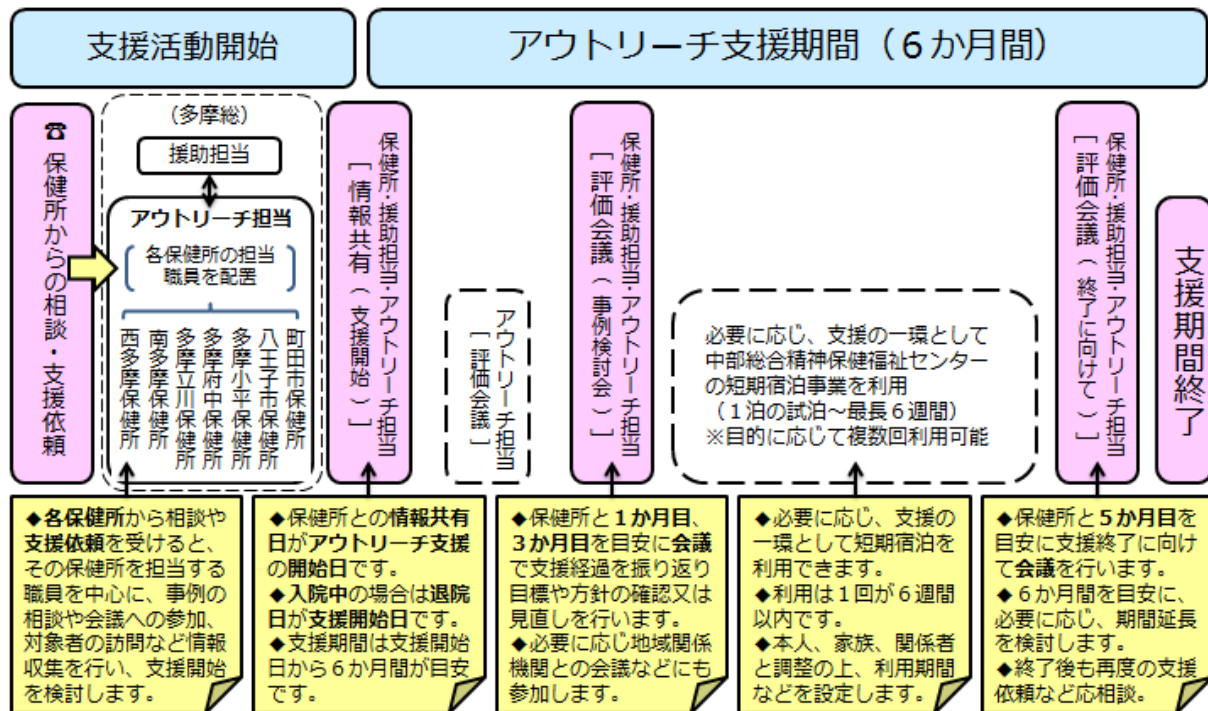
エ 人材育成

関係機関職員を対象とした精神保健医療福祉制度等に関する講習会の実施

オ その他、地域生活の安定を図る上での必要な支援

アウトリーチ支援事業について

多摩総の専門職チームが保健所と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指します。



(2) 令和2年度 アウトリーチ支援事業のまとめ

ア 支援件数等

アウトリーチ支援事業対象者は、令和元年度からの継続事例が10件、令和2年度開始12件（内訳：新規新来事例8件及び年度新来事例4件）の計22件で、支援終了者は前年度からの継続事例も含めて17件であった（表5-1）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響から新規新来の相談件数が減り、結果として実件数が伸びなかった。入院中からの相談ケースは面会の制限等で退院準備が進まず、支援導入の事例検討会を開くまでに時間が掛かるケース（表5-2）が目立った。また、支援中に入院となったため、一旦支援を終了し、退院前に新たな支援目標を設定して退院直後に再利用に至ったケースが4件（年度新来）あった。東京都版措置入院者退院後支援ガイドラインの対象者については、アウトリーチ支援の導入依頼が2件あり、退院前から他の地域関係機関とともに支援会議へ参加した。

表5-1 支援対象件数(新規及び終了者) (件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前年度から継続 ①		18	18	17	8	10
新規	新規新来 ②	34	29	14	15	8
	年度新来 ③	4	1	2	-	4
	新規計 ④=②+③	38	30	16	15	12
実件数 ⑤=①+④		56	48	33	23	22
終了 ⑥		38	31	25	13	17
翌年度へ継続 ⑤-⑥		18	17	8	10	5

表5-2 支援依頼受理日から事例検討会開催までの日数 (日)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平均日数	19	14	38	37	93
最短	0	0	3	13	19
最長	61	200	239	111	210

イ 支援対象者の属性

支援対象者の年齢は、30代から50代が中心で平均年齢は40代となっている（表5-3）。支援開始時の居住状況については、同居が多い（表5-4）。家族は高齢で病気・障害を抱えた支援を要する人が多い。支援開始前の医療状況として、未治療は1件、不安定受診が1件、その他が6件（内訳：通院中1名、入院中5名）であり（表5-5）、主病名別では、統合失調症が半数を占めており、次いで心理的発達の障害の順となっている（表5-6）。

表5-3 新規支援対象者の性別及び年齢別内訳 (人)

年齢/性別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	男	女	計	構成比
10歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
10～19歳	2	5.9%	1	3.4%	1	7.1%	1	6.7%	0	0	0	0.0%
20～29歳	5	14.7%	2	6.9%	2	14.3%	1	6.7%	0	0	0	0.0%
30～39歳	6	17.6%	9	31.0%	4	28.6%	5	33.3%	0	2	2	25.0%
40～49歳	12	35.3%	9	31.0%	2	14.3%	2	13.3%	2	1	3	37.5%
50～59歳	7	20.6%	6	20.7%	5	35.7%	5	33.3%	2	1	3	37.5%
60～69歳	2	5.9%	2	6.9%	0	0.0%	1	6.7%	0	0	0	0.0%
70歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
小計	34	100%	29	100%	14	100%	15	100%	4	4	8	100%
構成比									50%	50%	-	
平均年齢	男	44.6歳		42.5歳		40.6歳		48.4歳		48.5歳		
	女	37.6歳		33.5歳		44.3歳		30.8歳		41.3歳		
	全体	41.3歳		42.0歳		41.6歳		43.7歳		44.9歳		

注) 小計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

表5-4 支援開始時の居住状況 (人)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
単身	男	8	35.3%	7	27.6%	3	28.6%	8	53.3%	2	37.5%
	女	4		1		1		0		1	
	計	12		8		4		8		3	
同居	男	11	64.7%	12	72.4%	7	71.4%	3	46.7%	2	62.5%
	女	11		9		3		4		3	
	計	22		21		10		7		5	
合計		34		29		14		15		8	

注) 合計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

表5-5 支援開始前の医療の状況 (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
未治療	3	3	2	1	1
医療中断	5	5	1	3	0
不安定受診	5	1	1	0	1
不明	0	0	0	0	0
その他	21	20	10	11	6
計	34	29	14	15	8

注1) 計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

注2) 支援開始前の医療の状況の「その他」には、病院訪問等で関わり、退院と同時に支援を開始した対象者(令和2年度は5人)が含まれている。

表5-6 新規支援対象者の主病名別内訳(ICD-10)

(人)

項目	年度	年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
F0	症状性を含む器質性精神障害	0	0	0	0	0
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	1	1	0	4	0
F2	統合失調症、統合失調症型障害 および妄想性障害	25	23	7	5	4
F3	気分(感情)障害	2	1	0	1	0
F4	神経症性障害、ストレス関連障害 および身体表現性障害	1	1	2	1	1
F5	生理的障害および身体的要因に 関連した行動症候群	0	0	0	1	0
F6	成人の人格および行動の障害	1	0	0	0	0
F7	知的障害(精神遅滞)	0	1	1	0	0
F8	心理的発達の障害	0	2	3	1	3
F9	小児期および青年期に通常発症する行動 および情緒の障害および詳細不明の精神障害	4	0	0	1	0
	不 明	0	0	1	1	0
	計	34	29	14	15	8

注) 計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

ウ 支援内容

- ① 対象者の問題行動別では、「医療拒否」が増え始めており、「暴言」「妄想・こだわりによる奇行」「不潔」が減っている一方で、「家庭内暴力」「閉じこもり」「拒食等の身体的危機」に変化はない。「その他」には、支援者へのクレームが含まれている(表5-7)。

表5-7 問題行動(複数回答あり)

(人)

問題行動	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療拒否	19	18	8	6	8
暴言	16	15	4	8	5
妄想・こだわりによる奇行	18	16	7	7	4
家庭内暴力	13	5	3	4	4
騒音	9	4	2	2	2
閉じこもり	15	13	11	5	5
頻回の訴え	5	10	2	2	1
不潔	6	11	8	6	1
拒食等の身体的危機	3	5	1	3	3
その他	25	20	6	11	10

- ② 相談項目別援助では、「問題」行動への援助が最も多い傾向は変わらない。基本的な生活への助言や指導が必要となるケースが多く、「日常」が伸びている。「家族」の増加は、家族自身が問題を抱え、本人との関係調整や分離を進める援助が増えたためと考えられる。援助の中で受診同行・同席による病院との連携、訪問看護との緊密な情報共有が欠かせないため「医療」が著しく増加してきている(表5-8)。

表5-8 相談項目別援助延べ件数

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	項目
医療	568	166	183	91	390	受診援助等、医療的な相談
入所	132	18	20	14	44	入所に関する援助
退所	24	13	3	3	19	退所指導、関係機関との連絡調整
問題	2,726	2,505	2,093	1,538	1,488	本人の課題に関わる処遇、援助
経済	91	23	30	16	29	生活保護、年金申請、自立支援等
就労	31	5	6	1	0	仕事についての相談、日中活動事業所利用等
住宅	87	6	2	37	17	不動産、公的住宅、引越し等
教育	0	0	1	0	1	学校等の連絡・調整等
家族	127	58	10	34	102	家族連絡、家族調整全般
日常	297	13	37	88	240	基本的な生活への助言、指導等
心理	7	8	12	7	6	対人関係上の相談・助言等
人権	8	2	0	13	3	行動制限に関する相談

注)本表5-8にかかる対象は、「表5-1支援対象件数(新規及び終了者)」の「前年度からの継続①」、「新規新来②」、「年度新来③」を併せた「実件数⑤」に対する援助件数である(令和2年度は22件に対する援助件数)。

- ③ アウトリーチ支援実施形態別支援では、対象件数は減少したが、令和元年度に比べて対本人、対家族、対関係機関の支援数は増加している。1ケース当たりの件数でも増加傾向にあり、複雑困難化した事例への対応で家族調整や緊密な関係機関との情報共有が必須となり支援頻度が減っていないことが分かる(表5-9)。

表5-9 アウトリーチ支援実施形態別支援実施状況

(件)

区分	年 対象件数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		(56件)	(48件)	(33件)	(23件)	(22件)
対本人	来所	4(0.1)	2(0.0)	1(0.0)	2(0.1)	0(0.0)
	訪問	666(11.9)	502(10.5)	428(13.0)	341(14.8)	359(16.3)
	電話文書	507(9.1)	220(4.6)	118(3.6)	145(6.3)	161(7.3)
対家族	来所	2(0.0)	0(0.0)	1(0.0)	8(0.3)	8(0.4)
	訪問	307(5.5)	279(5.8)	200(6.1)	112(4.9)	163(7.4)
	電話文書	246(4.4)	186(3.9)	156(4.7)	97(4.2)	169(7.7)
対関係機関	来所	13(0.2)	4(0.1)	6(0.2)	3(0.1)	1(0.0)
	訪問	600(10.7)	486(10.1)	452(13.7)	467(20.3)	483(22)
	電話文書	1,932(34.5)	1,147(23.9)	853(25.8)	889(38.7)	987(44.9)
対近隣住民	来所	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0)
	訪問	10(0.2)	8(0.2)	5(0.2)	16(0.7)	7(0.3)
	電話文書	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.1)
事例検討会	所内	1(0.0)	3(0.1)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.1)
	所外	143(2.6)	95(2.0)	80(2.4)	81(3.5)	65(3.0)

注1)本表5-9にかかる対象は、「表5-1支援対象件数(新規及び終了者)」の「前年度からの継続①」、「新規新来②」、「年度新来③」を併せた「実件数⑤」に対する援助件数である(令和2年度は22件に対する援助件数)。

注2)()内は、1ケース当たりの件数

(3) アウトリーチ支援事業研修・人材育成

表5-10 アウトリーチ支援事業研修・人材育成実績

	テーマ・名称	開催日	主な対象者	参加者数
1	【法律問題等事例検討会】 「対応困難事例における法的手続き及び法的解釈について」	令和2年7月3日	保健所職員等	10名
2	※アウトリーチ支援研修 「精神科アウトリーチの理解」	令和2年9月18日 午前	精神保健福祉に携わる 関係機関職員	20名
3	※アウトリーチ支援研修 「精神科アウトリーチの理解」	令和2年9月18日 午後	精神保健福祉に携わる 関係機関職員	22名
4	アウトリーチ支援研修 「地域支援における家族へのアセスメントと支援のポイント」	令和2年12月3日 午後	精神保健福祉に携わる 関係機関職員	52名

注) 2、3、4については、精神保健福祉研修で実施

※2、3は、午前、午後に分けて同じ内容を別の対象者で実施

(4) 短期宿泊事業の概要

短期宿泊事業は、東京都立総合精神保健福祉センター短期宿泊事業運営要綱に基づき、精神障害者が地域で生活する上で困難な問題が生じた場合に、短期的に宿泊の場を提供し、支援計画等により速やかに地域で安定した生活ができるように支援することを目的としている。

定 員：20名（平成28年度から）

利用期間：原則6週間以内

（短期宿泊施設：中部総合精神保健福祉センター）

【東京都精神障害者一時入所事業】

地域で生活する精神障害者が、住居等に居住し続けることが困難な事情（アパートの建替えや火災事故等）が発生した際に区市町村の実施する短期入所事業の対象とならない場合、当該精神障害者を一時的に施設に入所させることにより地域生活支援及び福祉の向上を図ることを目的とした、東京都精神障害者一時入所事業を実施している。

一時入所は上記事由だけでなく、東京都精神障害者地域移行体制整備事業の対象者や心神喪失者等医療観察法の対象者において、調理や金銭管理といった単身生活をするために必要な課題を短期間に経験することを目的とした利用にも対応している。

根 拠：東京都精神障害者一時入所事業実施要綱

定 員：4名

利用期間：原則2週間以内

一時宿泊施設及び利用申込先：中部総合精神保健福祉センター

(5) 令和2年度短期宿泊事業のまとめ

令和2年度における短期宿泊事業の実人数は3名であった（表5-11）。

利用者の年齢別では、10代と30代、50代（表5-12）であり、利用目的は家族からの分離と自立を目指した単身生活に向けてのイメージ作りと生活能力の評価、長期入院後の生活能力の評価と相談関係の再構築であった（表5-13）。

利用者のその他の概要については、表5-14から表5-17のとおりである。

(6) 短期宿泊事業の実績

ア 利用者数

新規利用者：3名 実人数：3名

イ 入所者の状況

表5-11 性別

(人)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人数	2	4	6	2	0	2	2	0	2	1	1	2	0	3	3
構成比	33.3%	66.7%	100%	100%	0.0%	100%	100%	0.0%	100%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	100%	100%

注)平成28年度より多摩総合精神保健福祉センターから中部総合精神保健福祉センターへ宿泊施設変更

表5-12 年齢別利用者数

(人)

年齢	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10～19歳	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	33.3%
20～29歳	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
30～39歳	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
40～49歳	2	33.3%	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%
50～59歳	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	33.3%
60～69歳	1	16.7%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
70～79歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
80歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	6	100%	2	100%	2	100%	2	100%	3	100%

表5-13 背景別利用者数(複数回答あり)

(人)

背景		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本人側の要因	病状不安定	3	2	2	0	1
	生活機能の著しい低下	3	2	2	0	2
生活環境の要因	家族関係トラブル	4	0	2	2	1
	近隣とのトラブル	0	1	1	0	1
	住宅喪失(の恐れ)	3	1	2	0	0
	介護者の入院	0	0	0	0	0

表5-14 入所期間別利用者数 (人)

入所日数	人数	構成比
7日未満	0	0.0%
7日以上～14日未満	0	0.0%
14日以上～21日未満	0	0.0%
21日以上～28日未満	0	0.0%
28日以上～35日未満	0	0.0%
35日以上～42日未満	1	33.3%
42日	0	0.0%
42日超	2	66.7%
短期宿泊利用継続中	0	0.0%
計	3	100%

表5-15 主病名別利用者数(ICD-10) (人)

主病名	人数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	0.0%
F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害	0	0.0%
F2 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	1	33.3%
F3 気分(感情)障害	0	0.0%
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	0	0.0%
F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	0.0%
F6 成人の人格および行動の障害	0	0.0%
F7 知的障害(精神遅滞)	0	0.0%
F8 心理的発達障害	2	66.7%
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および詳細不明の精神障害	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	3	100%

表5-16 短期宿泊時の帰住先 (人)

帰住先	人数
自宅	3
アパート	0
グループホーム	0
施設	0
入院	0
その他	0
宿泊利用継続中	0
計	3

表5-17 入所中の支援実施状況 (件)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対本人	来所	0	0	0	0	0
	訪問	31	5	21	34	46
	電話・文書	15	2	1	8	8
	計	46	7	22	42	54
対家族	来所	0	0	0	2	2
	訪問	3	1	0	7	5
	電話・文書	6	2	0	9	13
	計	9	3	0	18	20
対関係機関	来所	0	0	0	0	0
	訪問	45	8	47	57	60
	電話・文書	129	31	105	165	110
	計	174	39	152	222	170
対近隣住民	来所	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	2	0	0
	電話・文書	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	0
ケース会議	所内	0	0	0	0	0
	所外	12	3	5	5	9
	計	12	3	5	5	9

注) 短期宿泊中で、中部総合精神保健福祉センター職員が支援した分は除く。

6 人材育成

(1) 教育研修

当センターでは、多摩地域の精神保健福祉活動に従事する保健所・市町村職員やその他の関係機関職員を主な対象として、精神保健福祉に関する知識及び技術の向上を目的とした専門的な研修を実施している。

また、研修の機会を通して関係機関相互の連携を深めることによって、地域精神保健福祉活動の推進を目指している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況のために一部の研修を中止し、その他の研修は内容変更等を行い、感染拡大防止策を十分講じた上で実施した。実績は、下記のとおりである（表6-1から表6-4）。

表6-1 令和2年度精神保健福祉研修一覧

研修名		実施規模			対 象
		回数	開催日	延人数	
保健所・市町村職員研修					
保健所・市町村職員研修		1	10/30	15	保健所・市町村等行政機関職員 (保健師、ケースワーカー等)実務経験3年目までの方を優先
関係機関職員研修					
研 基 礎	精神保健福祉基礎研修1	1	10/28	53	精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、その他関係機関職員 実務経験3年目までの方を優先
	精神保健福祉基礎研修2	1	10/29	52	
実 務 研 修	アサーション研修 (会場実施)	1	1/21	12	精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、その他関係機関職員
	(※オンライン実施)	1	3/15~19	30	
	スーパービジョン研修	2	9/3,4	36	
	依存症問題研修1(アディクション地域支援)	1	11/4	41	
	依存症問題研修2(物質依存概論)	1	11/18	52	
	依存症問題研修3(家族支援)	1	12/4	20	
	依存症問題研修4(ギャンブル依存) (会場実施)	1	1/25	12	
	(※オンライン実施)	1	3/15~19	30	
	アウトリーチ支援研修(前期) (同日2回実施)	2	9/18	42	
	アウトリーチ支援研修(後期)	1	12/3	52	
	思春期・青年期問題研修1(ネット依存)	1	11/30	50	
	思春期・青年期問題研修2(ひきこもり)	1	12/24	76	
	地域包括ケアシステム研修	1	10/26	46	
	相談・支援力UP研修	1	10/15	48	
	大人の発達障害	1	10/19	48	
	多摩総CES研修	1	12/9	64	
	認知行動療法研修	1	12/10	71	
	虐待防止研修1(基礎編)	1	10/1	40	
虐待防止研修2(応用編)	1	11/5	54		
障害福祉サービス事業所職員研修					
居住支援系サービス事業所職員研修		1	12/14	40	共同生活援助等、障害福祉サービス事業所職員
障害福祉サービス事業所職員研修(災害対策研修)		1	11/26	48	障害福祉サービス事業所等職員(実務経験3年以上の方)
実習研修					
通所部門実習研修(後期)		2	5日間	15	精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、その他関係機関職員
合計		28		1,047	

表6-2-① 令和2年度精神保健福祉研修内容一覧

研修名	開催日	内容	講師	所属等
保健所・市町村職員研修				
保健所・市町村職員研修	10/30	事例で理解する精神保健福祉制度 －行政職員として知っておきたいこと－	井上 悟	当センター所長
		精神保健福祉に関する法律問題 －行政職員として知っておきたいこと－	平林 剛	弁護士法人ソーシャルワーカーズ 弁護士・精神保健福祉士
関係機関職員研修				
基礎研修	精神保健福祉基礎研修1	10/28	精神保健福祉施策、精神科で扱われる障害等	井上 悟 当センター所長
	精神保健福祉基礎研修2	10/29	精神科領域の疾患	竹内 真弓 当センター医師
実務研修	アサーション研修(※)	1/21 3/15～19	アサーティブコミュニケーション －職場と対人援助におけるより良い関係作り－	立石 彩美 順天堂大学 准教授
	スーパービジョン研修	9/3,4	人の尊厳とスーパービジョン体制	福山 和女 ルーテル学院大学名誉教授 萬歳 芙美子 品川区社会福祉協議会講師
	依存症問題研修1	11/4	薬物使用によるアディクション 地域支援等	上岡 陽江 (スタッフ) NPO法人ダルク女性ハウス 代表 NPO法人ダルク女性ハウス
				古藤 五郎 NPO法人アバリ 日本薬物政策アドボカシーネットワーク事務局長
	依存症問題研修2	11/18	物質依存援助－概論－	小林 桜児 神奈川県立精神医療センター 医療局長
	依存症問題研修3	12/4	物質依存者の家族に対する援助の実際	森田 展彰 筑波大学 准教授
	依存症問題研修4(※)	1/25 3/15～19	ギャンブル依存について	河本 泰信 医療法人社団 よしの病院 副院長
	アウトリーチ支援研修(前期)	9/18	精神科アウトリーチ支援の理解	萱間 真美 聖路加国際大学大学院 教授
	アウトリーチ支援研修(後期)	12/3	家族のアセスメントと支援のポイント	佐藤 美保 杏林大学 講師
	思春期・青年期問題研修1	11/30	ネット依存の現状と対応	前園 真毅 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 医療福祉相談室長
	思春期・青年期問題研修2	12/24	ひきこもりケースへの基本的な支援	長谷川 俊雄 白梅学園大学 教授
	大人の発達障害	10/19	大人の発達障害 基本的な支援の考え方	市田 典子 しろかねたかなわクリニック 医師
	多摩総CES研修	12/9	大人の発達障害治療プログラム	中村 干城 一般社団法人Conatus 代表理事
	認知行動療法研修	12/10	認知行動療法の理論と実際	伊藤 正哉 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター 研修普及室長
加藤 典子 慶應義塾大学 特任助教				

※アサーション研修と依存症問題研修4は、都立中部総合精神保健福祉センターとの共催により一部をオンライン配信にて実施

表6-2-② 令和2年度精神保健福祉研修内容一覧(つづき)

研修名		開催日	内容	講師	所属等
実務研修	虐待防止研修(基礎編)	10/1	高齢者・障害者虐待の基礎的な概念理解	川崎 裕彰 竹内 真弓	かわさき社会福祉士事務所 所長 当センター医師
	虐待防止研修(応用編)	11/5	高齢者・障害者虐待への対応と擁護者及び家族支援	川崎 裕彰 竹内 真弓	かわさき社会福祉士事務所 所長 当センター医師
	地域包括ケアシステム研修	10/26	精神障害にも対応する地域包括ケアシステム	吉川 隆博	東海大学 教授
	相談・支援力UP研修	10/15	基本的なインテーク、アセスメント	田中 剛	カウンセリングルーム ベア
障害福祉サービス事業所職員研修					
実務研修	居住支援系サービス事業所職員研修	12/14	グループホームにおける新型コロナウイルス感染症の感染対応	会田 真一	社会福祉法人ひらいろミナル
				大谷 友也	特定非営利活動法人共生ネットワーク
				市村 由美	社会福祉法人トラムあらかわ
				石川 哲	特定非営利活動法人わくわく
				藤平 祐希	認定特定非営利活動法人多摩草むらの会
				鈴木 一広	特定非営利活動法人おれんじはあと
	山林 佑次	東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課			
障害福祉サービス事業所職員研修	11/26	災害対策について	鍵屋 一	跡見学園女子大学 教授	
実習研修					
	通所部門実習研修(後期)	全2コース	当センター通所部門(デイケア)での実習	当センター生活訓練科職員	

表6-3 精神保健福祉研修 年度別受講者数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催	回数	27	29	33	28	28
	延日数	36	52	64	43	43
受講者数	実数	1,738	1,620	1,850	1,613	1,035
	延人数	1,933	1,760	2,027	1,701	1,047

(開催回数には通所部門実習研修の各回を含む)

表6-4 精神保健福祉研修 年度別受講者数(所属別内訳)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都・区市町村	保健所	96	130	105	146	105
	福祉事務所	186	193	225	178	74
	区市町村	164	135	185	124	76
障害福祉サービス事業者	社会復帰施設	724	655	763	621	367
その他関係機関	社会福祉施設	133	132	149	129	117
	老人保健施設	122	96	136	129	70
	医療機関	270	234	262	283	161
	その他	43	45	25	91	77
計		1,738	1,620	1,850	1,701	1,047

(2) 実習生の受入れ

精神保健福祉士、公認心理師等の学生実習を受け入れている。令和2年度受入実績は、39名（精神保健福祉士：3名、公認心理師：36名）である。

表6-5 年度別実習生受入れ状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受入れ人数	3	2	3	10	39

表6-6 令和2年度実習生受入れの内訳

学校名(資格)	人数	実習日数	実習日数内訳		期間
			生活訓練科	広報援助課	
聖徳大学(精神保健福祉士)	1	5	1	4	7/1~7/8
明星大学(公認心理師)	1	4	2	2	7/28~7/31
帝京大学大学院(公認心理師)	12	0.5		0.5	8/26
日本社会事業大学(精神保健福祉士)	1	10	5	5	8/31~9/11
法政大学(精神保健福祉士)	1	12	5	7	9/14~10/2
東京学芸大学(公認心理師)	23	0.5		0.5	10/21

(3) 所内職員研修

職員がセンター業務を行う上で必要な知識・技能を習得し、資質の向上並びに自己啓発を推進するために所内職員研修を実施している（表6-7）。平成21年度からは、研修担当等の企画する研修への参加も所内職員研修に位置づけ、参加を勧奨している。

令和2年度の所内職員研修の参加者は延べ80名であった。

また、令和2年度は、新任・転入職員向けにミニ講座を行った。精神保健福祉に関するテーマで所内職員が講師となり、30分程度のものを13回開催した。参加者は延べ134名であった。

表6-7 令和2年度所内職員研修

月 日	研 修 内 容
4月6日	令和2年度新任・転入職員研修
4月6日	新型コロナウイルス感染症について
3月17日	学会・研修・調査研究等報告会
3月24日	精神科救急医療体制における新型コロナウイルス感染症対策、入院措置における対策について(オンライン)
	精神保健福祉の動向について—令和2年度全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター長会資料から(オンライン)

7 広報普及

(1) 見学案内

当センターの施設を案内し、事業の紹介を行っている。

平成30年度からは一般見学と団体見学を統合し「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」として、随時受付・原則水曜日の午後・予約制で実施した。令和元年度の「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」来所者は合計240人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和2年度は45名と大幅に減少した（表7-1）。

「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」は、事前申し込み制として一般都民・学生・関係機関の方等を対象に、当センターの事業全般の概要説明と施設案内の内容で実施している（デイケア利用希望者については、別途「デイケア施設見学会」として生活訓練科で対応）。

表7-1 「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」件数と参加人数

	件数	参加人数	内訳			
			所属	件数	人数	
多摩総 施設見学	4	45	一般都民	0	0	
			学生(個人)	1	1	
			各種相談・支援機関	1	1	
			公共団体	0	0	
			民生・児童委員	0	0	
			家族会	0	0	
			市民団体	0	0	
			学校	福祉系	0	0
				看護系	2	43
				その他	0	0
ボランティア団体	0	0				

(2) 各種情報の提供

精神保健福祉に関するリーフレット等印刷物の作成・配布のほか、精神保健福祉に関する資料や情報の収集、提供を行っている。

ア リーフレット・パンフレット等

（総合）精神保健福祉センターでは、こころの健康や精神疾患をはじめ、精神保健福祉に関する各種リーフレット類を協同で作成し、都民や地域関係機関に提供している。

イ 精神保健福祉の動向 ー多摩地域編ー（平成13年度～）

地域の関係機関が精神保健福祉活動を推進する上での一助となるよう、毎年、多摩地域の市町村における精神保健福祉施策等の取組状況を調査したものを冊子にまとめ、ホームページでも公開している。

ウ 定期刊行物

① NETWORK たま

精神保健福祉に関する当センター編集・発行の情報紙である。主に多摩地域の市町村、保健所、地域活動（生活）支援センター、その他の障害福祉サービス事業所等から提供された情報（事業紹介、講演会やイベントの案内等）を掲載し（表7-3）、発信するほか、ホームページでも公開している。また、ホームページからのダウンロードも可能である。

② 東京都こころの健康だより

3つの都立（総合）精神保健福祉センターが協同で編集・発行している広報誌である。精神保健福祉に関する情報の普及啓発を目的に広く都民を対象として、年3回発行し、関係機関に配布している。

中部総合精神保健福祉センターのホームページでも公開している。

<令和2年度の特集>

NO.128	2020. 6月号	スポーツとメンタルヘルス
NO.129	2020.10月号	新型コロナウイルス感染症がもたらしたメンタルヘルス課題
NO.130	2021. 2月号	新型コロナウイルス感染症流行下の親子関係

エ ホームページ

当センターのホームページでは、相談の案内、支援内容の紹介、見学や研修の案内等のほか、各種リーフレット等のダウンロード等、精神保健福祉に関する情報を広く都民に公開している。

当センター・ホームページアドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamasou/index.html>

表7-2 広報普及活動実績

	内容	発行回数等	部数、件数等	配布先
広報用印刷物	精神保健福祉の動向 (多摩地域編)	1回/年	【配布部数】 395部	関係機関等
	リーフレット 「ともに歩む」 「思春期・青年期デイケア」 「統合失調症」、「うつ病」等	適宜発行	【配布部数】 4,301部	関係機関、住民等
定期刊行物	NETWORK たま	6回/年	【発行部数】 約440部/回 (約2,640部/年)	関係機関等 送付分:約270か所 メール:約240か所
	こころの健康だより	3回/年	【発行部数】 11,000部/回 (33,000部/年)	中部総合精神保健 福祉センターから配 布
ホームページ		適宜更新	【アクセス数】 496,451	-
情報提供	資料配布等		224件/年	
	マスコミ対応等		7件/年	

表7-3 令和2年度「NETWORK たま」掲載の多摩地域の講演会・イベント一覧

発行月	種別			内容・演題等	主 催
	講演会・講座等	移転・新規	その他		
6月号	○			精神保健 福祉講演会 わかった！ 統合失調症のベスト治療 ～病から 脳とところを解き放つ～	精神障害者家族会 小平市けやきの会
			○	「感染症の流行とコミュニケーションのこと」	多摩総合精神保健福祉センター 所長
9月号			○	《メンタルクライシスを乗り越える》 「ひとりで悩まないでください。つらくなる前に、はなしてみませんか。」	多摩総合精神保健福祉センター広報援助課相談担当
	○			精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	サンクラブ多摩(精神障害者家族会)
	○			ココロセミナー 不安を和らげるセルフケアを学ぶ	日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター
	○			精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう 家族SST あなたの力が家族を変える	小金井市精神障害者家族会 あじさい会
	○			市民こころの健康支援事業 第26回テーマ講座「自殺対策講座」 死に様から、学ぶ生き様。～遺品整理の現場から～	武蔵野市
10月号			○	精神保健 福祉講演会 福祉講演会 中止のお知らせ わかった！ 統合失調症のベスト治療 ～病から 脳とところを解き放つ～	精神障害者家族会 小平市けやきの会
			○	「自殺の現状と予防対策の取組」	多摩総合精神保健福祉センター副所長
	○			精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	サンクラブ多摩(精神障害者家族会)
		○		第二どんぐりの家(就労継続支援B型)移転	社会福祉法人権の木会 どんぐりグループ
	○		○	耕心館・けやき館連携事業 癒し拓くアート2020 二つの場による自己表現展 一ひまわりアーティストクラブ 平川病院(造形教室)ー 第20回記念シンポジウム 心の健康を考える講演会 回復へのみちのり〇私の場合 ～当事者・家族の本音トークpart2～	瑞穂町社会福祉教育施設耕心館 瑞穂町郷土資料館けやき館
11月号			○	新しいリーフレット『大人の発達障害』ご案内に寄せて	立川麦の会
	○			精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	多摩総合精神保健福祉センター 所長
			○	「虐待のない社会へ～相談、通報をためらわないで」	多摩総合精神保健福祉センター 精神科医師
1月号			○	とまりぎ オンライン開催します！	稲城市社会福祉協議会(社協) 地域活動支援センター ひきこもりサロンとまりぎ
	○			公開講座 知的障害のある人の家族のための成年後見制度セミナー 「成年後見制度の本当の話～あなたの疑問にお答えします～」	NPO法人 成年後見ウィル
			○	第16回関東エリアセミナー(オンラインセミナー) 「つながるって大事だね!!」～コロナの今だからこそ～	NA関東エリアセミナーコミティ
3月号			○	新年のご挨拶	多摩総合精神保健福祉センター 所長
	○			サンクラブ多摩主催 精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	サンクラブ多摩(精神障害者家族会)
			○	キャリアコンサルタント無料相談開催中	らいふさぼーと八王子
	○			ココロセミナー 心の疲れを乗り越える工夫～ストレスに気づいてうまく付き合おう～	日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター
			○	第6回 きよせ そよ風コンサート 出演者大募集！	きよせそよ風コンサート実行委員会
		○	豊田北ロショップ わーく・わーく イベント週間	社会福祉法人 夢ふうせん	

(3) 東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議の開催

多摩地域における依存症患者等への支援体制強化を目的として、関係機関相互の連携を図り、依存症に関する取組や各種情報、課題の共有を行うため、行政や医療、福祉、司法等の関係機関によって構成される東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議を開催した。

【根拠】

(国) 依存症対策総合支援事業実施要綱(平成29年6月13日付障発0613第2号)

(都) 東京都多摩地域依存症関連機関連携会議設置要綱(令和2年11月6日付2多精広第429号決定)

【実績】

日時：令和2年12月2日(水) 14時～16時

場所：体育館(新型コロナウイルス感染症感染対策実施)

参加機関：医療機関、弁護士、東京保護観察所(立川支部)、消費生活センター、民間団体、自
助グループ、保健所、市町村

内容：○基調講演

依存症の方の生活から見えたもの～弁護士法人ソーシャルワーカーズの取組から～

講師：弁護士法人ソーシャルワーカーズ 平林 剛 氏

○機関の取組報告、意見交換等

8 調査研究

(1) 原著・論文・学会発表等

- ア 「セルフ・ネグレクトのアセスメントとケア
：ツールを活用したゴミ屋敷・支援拒否・8050問題への対応」
中央法規出版 2021年3月発行
多摩総合精神保健福祉センター 竹内 真弓
- イ 「アルコール・薬物依存症再発予防プログラム（TAMARPP）のギャンブル等行動嗜癖に対する効果検証」
令和2年12月 第56回全国精神保健福祉センター研究協議会（書面開催）
（事務局：京都府精神保健福祉総合センター、京都市こころの健康増進センター）
多摩総合精神保健福祉センター 山田 俊隆

(2) 調査回答

関係機関からの依頼により、下表のと通りの調査回答を行った。

表8-1 令和2年度調査回答

調査機関	調査内容
筑波大学医学医療系	ギャンブル障害の当事者や家族に対する自助グループや民間支援団体の実態 アンケート(予備調査)のご協力をお願い
東京都福祉保健局生活福祉部	ひきこもりに関する支援状況調査について(依頼)
日本司法支援センター東京地方事務所	日本司法支援センター(法テラス)が行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート
九州大学大学院医学研究院	新型コロナウイルス感染流行によるこころのケアに関する実態調査
摂食障害治療および支援の全国実態調査事務局 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	「摂食障害治療および支援の全国実態調査」
大正大学地域構想研究所 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センタートランスレーショナル・メディカルセンター	令和2年度精神保健福祉資料【630調査】の作成に係る調査
ギャンブル依存症問題を考える会 群馬	ギャンブル依存症に関してのアンケート

9 精神医療審査会

精神医療審査会の事務は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき精神保健福祉センターで所掌しており、医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査と、精神科病院に入院中の者又はその保護者からの退院・処遇改善の請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。

東京都では、中部総合精神保健福祉センターに精神医療審査会事務局を設置し、退院請求専用電話の受付及び定期病状報告等の取りまとめを行っている。

退院等請求にかかる病状実地審査の立会い業務については、中部総合精神保健福祉センター、都立精神保健福祉センター及び当センターの職員で担っている。

なお、精神医療審査会に関する実績は、中部総合精神保健福祉センターの事業概要に掲載している。

10 自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付

自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関わる審査業務は、中部総合精神保健福祉センター、都立精神保健福祉センター及び当センターで担っている。

各区市町村からの申請書や診断書等が中部総合精神保健福祉センターに送付され、事務処理及び審査を行い、審査後の受給者証や手帳の発送も行っている。

実績は、中部総合精神保健福祉センターの事業概要に掲載している。

11 東京都災害時こころのケア体制整備事業

【事業目的】

障害者施策推進部精神保健医療課と都内3か所の（総合）精神保健福祉センターが連携し、大規模災害等の緊急時に、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、専門的なこころのケアに関する対応が防災直後から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、災害等発生時における支援体制の強化を図る。

【根拠】

- （国）「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添3 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱
- 東京都災害時こころのケア体制整備事業実施要綱（平成31年4月1日付31福保障精第30号）

【事業内容】

(1) 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議の設置

都内発災時における精神科医療体制に関すること、東京都災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team。以下「東京DPAT*」という。）の活動等に関することなどについて協議・検討を行う。

※ DPAT：大規模災害時に被災者及びその支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

令和2年度は、作業部会を1回（表11-1）開催し、都内発災時を想定した東京DPATの体制整備や東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）マニュアル、東京DPATの訓練などに関する検討を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から書面開催とした。

表11-1 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議作業部会開催状況

開催日	会議内容
令和3年2月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○協議事項 ・都内発災時を想定した東京DPATの体制整備について ・東京DPATの人材育成と研修・訓練実施について ・東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)マニュアルについて

(2) 東京DPAT登録機関の確保

令和元年3月末現在、都内30箇所の精神科病院とDPAT派遣に関して協定締結を行っている。

(3) 東京都災害時精神保健医療体制研修の実施

災害発生時に精神科医療及び精神保健活動の支援を効果的に行うことができるよう、必要な知識と技術を有する人材の養成を図るため、各種研修を実施している。

ア 東京DPAT養成研修

東京DPAT登録機関の隊員予定者等を対象に、東京DPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得を図るものとして実施している。

令和2年度は、表11-2及び11-3のように、講義編と演習を2日間の日程で実施し、参加者29名に対して登録証を発行した。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から講義に関してはDVD視聴とした。

表11-2 養成研修 講義編1日(事前配布したDVD視聴による)

	講義内容	講師
1	東京都の災害医療体制について ・発災時の指揮命令系統 ・災害医療コーディネーターの活動 ・DMAT等の活動、EMIS 等	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課長(災害医療担当課長事務取扱) 久村 信昌
2	災害医療概論とDPAT活動理念 ・災害医療概論:CSCATTT等 ・DPATの過去の災害時の活動例 等	DPAT事務局(厚生労働省委託事業) 次長 河島 譲
3	東京都の精神保健医療サービス体制 ・東京都の精神保健医療体制 ・地域精神保健活動について	都立中部総合精神保健福祉センター 所長 熊谷 直樹
4	東京DPATについて ・指揮命令系統、派遣要請の流れ ・活動内容 ・災害拠点精神科病院について	東京 DPAT 統括者 福祉保健局障害者医療担当部長 石黒 雅浩
5	災害時のこころのケア活動 ・被災者の心理とケア ・支援者のメンタルヘルス 等	東京都総合医学研究所特別客員研究員 医療法人社団青山会青木病院 病院長 飛鳥井 望
6	災害後の子どものこころのケア ・災害が子どもに与える影響とその対応	都立小児総合医療センター 子ども家族支援部門 心理・福祉科医長 菊地 祐子

表11-3 演習編1日 10月4日(日)

	講義内容	講師
1	ロジスティクス概論及び演習 ・ロジスティクス概論 ・通信確保と情報収集・整理	DPAT事務局(厚生労働省委託事業) インストラクター
2	情報通信及び災害診療記録 ・EMIS ・災害診療記録とJ-SPEED	
3	災害演習1 本部活動【発災直後～超急性期】 ・出勤と活動拠点本部の設置、運営	
4	災害演習2 地震と本部活動【急性期】 ・情報収集と指揮命令 ・被災病院支援等	

イ フォローアップ研修

東京DPAT隊員を対象に、登録期間更新に際して研修受講を義務付け、技能維持・習熟を図るものとして実施している。

令和2年度は、表11-4及び11-5のように、講義編と演習を2日間の日程で実施し、参加者55名に対して登録証を発行した。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から講義に関してはWebオンデマンド配信による視聴とした。

表11-4 講義編半日(Webオンデマンド配信視聴による)

	講義内容	講師
1	近年のDPAT活動	DPAT事務局(厚生労働省委託事業) 次長 河島 譲
2	災害被災地における感染制御 -避難所等支援に入る際の感染症対策-	公益財団法人井之頭病院 看護部科長 永岡 知生

表11-5 演習編半日 11月14日(土)、11月15日(日)

	演習内容	講師
1	災害演習1 活動拠点本部の設置 【発災直後～超急性期】 ・出勤と活動拠点本部の設置	DPAT事務局(厚生労働省委託事業) インストラクター
2	災害演習2 急性期までの本部活動 ・病院避難支援 ・籠城支援 ・負傷入院患者の転送支援 ・避難所支援 等	

ウ 災害時対応力強化学習会

精神保健福祉センター職員の災害時対応力強化を図る目的として、8月26日(水)に養成研修と同内容の1日演習を実施し、3センター職員35名が参加した。

なお、本学習会については、令和3年度より「ファシリテーター養成研修」として、当該事業の新規研修の一つとして実施することとなった。

エ 普及啓発研修

災害発生時に関係機関と連携した支援活動が効果的に展開できるよう、災害発生時に被災地において被災住民に対する精神保健活動等に携わる東京都及び区市町村精神保健福祉担当者並びに東京都内の精神科医療機関従事者その他関係機関職員を対象に実施している。

令和2年度は、表11-6のように「感染症流行下の支援者支援」と題した講義形式の研修を実施し、114名が参加した。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンライン開催とした。

表11-6 普及啓発研修開催状況

テーマ	「感染症流行下の支援者支援」 国立大学法人筑波大学 医学医療系災害・地域精神医学 准教授 茨城県立こころの医療センター 地域・災害支援部長・室長 高橋 晶
日時	令和3年3月12日(金)14時～17時
会場	研修室 ※オンライン開催
参加人数	114名(精神科病院、区市町村、都保健所、(総合)精神保健福祉センター等)

12 その他の精神保健福祉活動への支援

(1) 心神喪失者等医療観察法関連

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が平成15年7月に成立し、平成17年7月に施行された。

東京都心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会、同専門部会、東京都心神喪失者等医療観察制度地域支援システム検討会に参加し、関係機関との連携を図ってきた。

東京都心神喪失者等医療観察制度地域支援システム検討会は平成26年度末で終了となったため、平成27年度からは東京保護観察所と3(総合)精神保健福祉センターとの連絡会を開催し課題や情報の共有を図っている。

また、当センターは保護観察所立川支部との連携が必要であるため、平成20年より年に1～2回の連絡会を開催し情報共有を行ってきた。加えて、平成30年11月より、保護観察所立川支部と共催で、年1回、地域関係機関職員向けに拡大学習会を開催してきた。

心神喪失者等医療観察法対象者に対しては、指定入院医療機関主催のCPA(Care Program Approach)会議や、東京保護観察所主催の地域のケア会議などに参加し(表12-1)、関係機関と連携を図りながら、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されるよう、保健所や市町村とともに入院中からの支援を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域関係機関職員向けの拡大学習会は取りやめとなった。CPA会議・ケア会議の延期や中止により、CPA会議・ケア会議への参加回数が減っている。

表12-1 CPA会議・ケア会議参加回数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加回数	160回	154回	138回	140回	83回

(2) 自殺総合対策

地域関係機関の支援として、うつ病や自殺に関連するテーマの講演会などへの講師派遣を行った（4回／年）。

関係機関との連携としては、「自殺総合対策にかかる区市町村連絡会」に参加した。

東京都では自殺対策における一次予防として、自殺予防のための情報提供と普及啓発に取り組んでいるが、9月と3月を「自殺対策強化月間」と定め、この時期に「自殺防止！東京キャンペーン」を実施し、重点的に普及啓発に取り組んでいる。

当センターでも、「自殺対策強化月間」に合わせて、ホームページや「NETWORK たま」を用いて、自殺対策の普及啓発に取り組んできた。

令和2年度も、同様の取組に加えて、発信力強化の一環として、以下の2点の取組を昨年度に引き続き行った。

ア 「NETWORK たま」の（紙面）送付時に、『9月（3月）は自殺対策強化月間です』のメッセージ入りの封緘シールを貼付した。

イ 「東京都こころといのちのほっとナビ〜ココナビ」やライフリンク「いのちと暮らしの相談ナビ」のWEBバナーを当センターホームページに通年で掲示した。

(3) 全国精神保健福祉センターとの連携協力

ア 全国精神保健福祉センター長会

令和2年度全国精神保健福祉センター長会定期総会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンラインにより令和2年7月3日（金）に開催され、所長が出席した。各種調査研究への協力、情報交換にあたった。

イ 全国精神保健福祉センター研究協議会

令和2年12月、第56回全国精神保健福祉センター研究協議会が京都府と京都市の共催にて開催された。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から書面開催となった。

ウ 関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会

令和2年度関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会の役員会及び連絡協議会が、令和2年7月3日（金）及び11月27日（金）に開催された。連絡協議会には副所長及び職員4名が参加した。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンラインによる開催となった。

第2節 生活訓練科

生活訓練科は、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、心理士、福祉等の多職種で構成されている専門性を活かし、デイケア・作業訓練の両部門が協働して思春期・青年期層の利用者を想定した医療デイケア（保険診療上の「精神科デイ・ケア」「精神科ショート・ケア」（いずれも大規模なもの、定員併せて70名））を運営している。

また、「市町村デイケア事業の運営支援」、「地域の福祉的就労支援施設等と連携した精神障害者の就労支援」等の役割を担ってきている。

1 医療デイケア

(1) 概要

デイケアの利用者は、統合失調症、発達障害を含む多様な疾患や特性を有しているため、それらに応じたさまざまな対応や支援が求められている。また、安定した通所の継続や社会性の獲得のために多くの支援を要する利用者の割合が増加してきていることから、個別的な援助・支援だけでなく関係諸機関との連携がますます重要になってきている。

ア 目的

- ① グループ活動や創作活動を通して、対人関係や生活技能の向上を図り、精神障害者の自立と社会参加を促進する。
- ② 心理発達上の過渡期にあり、各種の適応障害を呈している思春期・青年期の利用者に、デイケア活動を通して多面的なアプローチを行うことで、社会適応を促進する。
- ③ 個別担当制による、個々の利用者へのアプローチ（本人及び家族・主治医・福祉的就労施設等の社会資源との連携）を通して、センター利用相談から、利用中及び利用後に至るまでの包括的援助を行う。

イ 目標

デイケアでは、話し合い、スポーツ、料理などのグループ活動を通して仲間をつくる等、新しい体験をしながら、社会生活をしていくうえでの自信や力を身につけることを目指している。

デイケアと地域拠点を並行利用しながら安定的な地域生活への移行を図り、思春期・青年期利用者の就学・復学、パート・アルバイト就労、福祉的就労等、社会生活へつながる援助を積極的に展開することを目標としている。

ウ 利用期間

利用期間は原則1年6か月間で、6か月ごとに利用状況を振り返りアセスメントしている。継続利用の必要性を判断して6か月間の更新を行い、1年6か月後に、更に継続利用が適切と判断された場合には、最大2年間まで利用期間を更新することができる。また、影響が長期にわたる天変地異等の大規模災害、感染症の流行等によりデイケアの活動を中止した場合は、その中止期間分をデイケア利用期間に加えて、通所できる期間の合計が2年間になるように調整を行っている。

さらに、利用終了後もアフターケア期間が1年間あり、社会生活のための支援と相談を継続している。

エ 費用

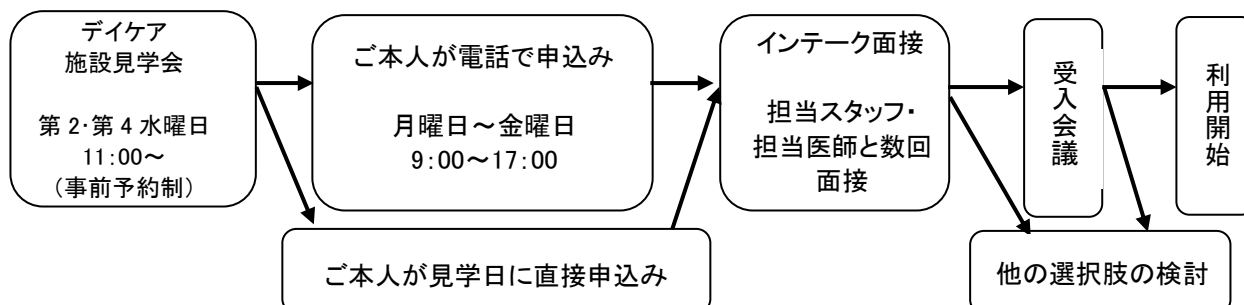
当センターは保険医療機関であり保険診療が適用されるため、初診料、再診料、デイケア料（「精神科デイ・ケア」料、「精神科ショート・ケア」料）等が必要となる。

また、生活保護法の指定医療機関でもある。

オ 対象者

- ① 精神科の診療を受け、自立と社会参加への意欲があり主治医が利用申込みに同意している方
- ② 多摩地域に住まいがある方で、申込み時に中学校卒業以降から概ね40歳程度の方

カ 利用申込みから利用開始までの流れ



キ 週間プログラム

	月	火	木	金
9:30	朝のミーティング			
午前	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ
12:30-13:30	昼食			
午後	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	クラブ活動 音楽 アート チャレンジ (スポーツ)	テーマ別活動	スポーツ 多摩総CES
16:30	帰りのミーティング			

ク 令和2年度の運営状況

令和2年3月27日～令和2年6月7日まで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国や都の外出自粛要請及び緊急事態宣言を受け、デイケア事業の運営を中止（自粛）した。令和2年6月8日からショートケア（半日利用）のみ再開し、令和2年10月15日からデイケア（一日利用）及び昼食提供を再開した。

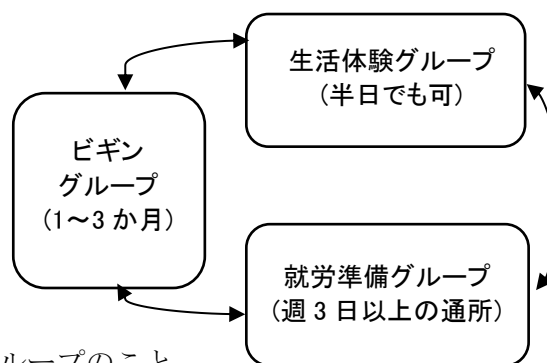
令和2年6月8日の再開時より、利用者への体調確認を行うこと、調理や遠方への外出を避けること、密集する場面を避けること、適宜換気を行うことなど感染防止対策に努めながら運営を継続している。

(2) 思春期・青年期 デイケアプログラム内容

ア グループ活動

グループとして3つの基本グループに分かれ継続的に参加する。

基本グループとは、デイケアへの導入支援を主目的とするビギングループ、対人関係や生活のスキルアップを主目的とする生活体験グループ、就労へ向けたスキルアップを主目的とする就労準備グループのことである。基本グループは、月曜日は午前・午後を通した活動、火曜日・木曜日・金曜日は午前中を活動時間としている。



① ビギンググループ

主に、通所定着支援や個別活動による社会参加の評価を行いデイケアへの導入支援を目的とするグループである。

革細工や寄木細工等の簡単な手工芸による作品作りを中心に、話し合いやゲームも取り入れた活動を行っている。

② 生活体験グループ

主に生活リズムの安定や日常的な対人関係スキルの改善を目指すグループであり、プログラムを通して自己理解を促しながらコミュニケーションの練習を行っている。

利用者主体で毎月のプログラムメニューを決め、スポーツ、レクリエーション、音楽鑑賞、創作活動等、テーマトーク、グループ内での体験を積み重ねる中で、自己評価を高めていきながら自信をつけることを目的としている。また、プログラム自体を楽しむ体験をすることも目的のひとつである。

③ 就労準備グループ

主に働くことについての基礎的能力の向上を目指すグループである。

原則、週3日以上通所できる人を対象に、作業活動を通して集中力・持続力や協調性を養い、就労することの意味を考えながら就労に必要なマナーや習慣を身に付けるとともに、就労活動に必要な情報や技術の習得を図ることを目的としている。

主たる作業種目である喫茶は、マニュアルに沿った飲み物の準備及び注文受けから配膳に渡る接客作業など、自分の役割を責任を持って遂行しながら共同作業を行う。また、製菓・製パン作業は、専門講師の指示や説明を理解し、正確かつ丁寧に作業をすすめるのが特徴である。工程ごとに区切られているため比較的参加しやすいプログラムになっている。

イ 基本グループ以外の活動（グループの枠を超えた活動）

火曜日・木曜日・金曜日の午後は、上記の基本3グループの枠を超えて、それぞれの利用者の興味・関心などに基づいて希望する活動を選択して行えるようなプログラム構成となっている。

① クラブ活動

音楽クラブ・アートクラブ・チャレンジクラブに分かれて活動を行う。芸術活動を通じた自己表現による自尊感情の醸成を目指し、またゲームやスポーツを通じての交流を図る。

② テーマ別活動

開始時にミーティングを設定し、利用者それぞれが取り組む内容をそれぞれ出し合い、誘い合う機会を設けて取り組むテーマを決め、その活動を行う。何をするかを自分で決めて一定の時間を過ごす中で、自己決定力の向上などを図る。

③ スポーツ

利用者それぞれ技能の向上や努力を自己達成感へ結びつけていくほか、ルールを守ることやチームワークの大切さを学ぶ。

④ 多摩総CES (Communication Enhancement Session)

発達障害圏の利用者を対象とし、日常生活上の対人関係能力、コミュニケーションスキルの改善を目的として通年実施している。

週に1回、3か月を1クールとし、基本的に2セッションごとに共通のテーマを設定する。設定したソーシャルストーリーの中で、二人が交わすセリフについて「良い、悪い」の態度を表明する good-bad セッションと、自ら場面を設定して台本を作成しロールプレイを行う

playbookセッションの二つを交互に行う。セッションは構造化されており、アイスブレイク、学習、プログラム本体、振り返りと一定の流れで実施している。

⑤ その他の活動

利用者全員を対象としたプログラム（バスハイク・所外活動・合同学習会など）を年に数回実施し、日常行われているプログラムだけでは得るのが難しい体験や学習を提供する機会を設けている。

家族に対しては、家族学習・懇談会を年に数回実施しており、家族同士の相互交流を図るとともに、精神保健等に関して家族の理解や認識を深める機会を提供している。

また、利用者への個別的な援助・支援と並行して関係諸機関との連携を必要に応じ行いながら、スムーズな定着支援や地域への移行を図っている。

⑥ デイケア施設見学会

デイケアの利用を検討している本人・家族・関係機関職員等を対象に毎月2回（原則として第2・第4水曜日）実施し、デイケアの事業、申込みから利用開始までの流れ、プログラム内容等について説明を行うとともに、デイケアで実際に使用する部屋を案内している。本人が施設見学会に参加した後に、利用の申込みを受け付けている。

(3) 利用申込み状況（インテーク状況）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国や都の外出自粛要請及び緊急事態宣言等に伴い令和2年3月から6月上旬までデイケア施設見学会を中止した影響から、申込み数、承認数ともに例年の6割程度まで減少している（表1-1）（表1-2）。

利用申込みから利用開始までの状況では、申込み後に取り下げた者は9名（25%）であり、前年の32%より割合は減少している（表1-2）。中斷者には、病状不安定、他施設の利用希望などがみられた。

インテーク援助件数（インテーク中の電話・面接等の件数）では、デイケア事業の中止期間にまたがって長期間インテークをしていた利用者が多かったこと、また中止期間中や感染拡大した状況下での支援の必要性が高まったことなどもあり、対象者1名当たりの援助件数は8.88件と増加している（表1-3）。

そのような状況から電話申込みからの期間は、取り下げた者に関しては例年と変わらないものの、承認者に関しては12週間から最大20週間（平均114日）の長期間を要することとなった（表1-4）。

表1-1 申込み及び承認状況 (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申込数	66	56	44	50	28
承認数	62	48	38	32	20

表1-2 利用申込みから利用開始までの状況

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①前年度からのインテーク継続	15	9	12	9	8
②当該年度の利用申込み	66	56	44	50	28
③利用申込み後の取下げ	6	8	10	19	9
インテーク開始前	5	5	6	7	5
インテーク開始後	1	3	4	12	4
④次年度へのインテーク継続	13	9	9	8	7
⑤受入判定件数 ①+②-③-④	62	48	37	32	20
⑥承認	62	48	37	32	20
⑦不承認	0	0	0	0	0
⑧前年度からの利用待機	0	1	0	0	1
⑨承認後の取下げ	0	0	0	0	0
⑩次年度への利用待機	1	0	0	1	0
⑪新規利用者 ⑥+⑧-⑨-⑩	61	49	37	31	21

表1-3 インテーク援助件数

(件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
作業訓練	電話・文書	177	204	93	129	97
	面接	77	101	54	122	82
	訪問	1	0	0	1	0
	計	255	305	147	252	179
デイケア	電話・文書	81	150	135	123	98
	面接	63	84	86	49	43
	訪問	0	0	0	0	0
	計	144	234	221	172	141
総 計		399	539	368	424	320
対象者1名当たりの援助件数		4.93件	8.29件	6.75件	7.19件	8.88件

表1-4 申込みから承認又は取下げまでの期間

(人)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ
2週間以内	0	2	0	2	0	2	0	4	0	1
～4週間	1	0	0	1	0	1	0	3	0	1
～6週間	12	1	3	1	7	2	0	1	0	0
～8週間	20	1	12	0	6	2	9	2	0	1
～10週間	18	0	14	0	12	0	5	2	0	2
～12週間	3	0	8	0	5	1	7	1	1	2
～14週間	5	0	1	1	3	1	4	2	4	0
～16週間	1	0	4	1	2	0	2	3	4	1
17週以上	2	2	6	2	3	1	5	1	11	1
合計人数	62	6	48	8	38	10	32	19	20	9
平均日数	58.8	70.1	77.3	64.8	68.5	52.8	82.0	60.0	114.3	68.4

(4) 利用状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症による事業中止の影響から、利用延べ人数、1日当たり利用者数ともに前年度よりも減少している。一方で「精神科ショート・ケア」（午前）の利用人数は前年度に比べ増加している（表1-5）。

利用者の特徴としては、統合失調症圏（F2）、発達障害圏（F8）の利用者がそれぞれ25%以上と多数を占めている。経年でみると気分障害圏（F3）は減少傾向にある一方で、神経症圏（F4）の割合が増加傾向にある（表1-6）。

利用開始時の平均年齢は、男性が25.6歳、女性が27.5歳であった。内訳でみると10代の利用開始者が増加傾向にある一方で、20代の利用者が前年度よりも減少している（表1-7）。

担当相談援助件数（デイケア利用中、インテーク面接中、アフターケア期間中の電話・面接等の件数）に関しては、利用者減少に伴い相談件数が全体的にやや減少しているものの、昨年比べて大幅な減少は見られていない（表1-8）。

表1-5 デイケア利用状況（「精神科デイ・ケア料」等、診療報酬の算定を含む） (人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
新規利用者数		61	49	38	31	21	
利用実人数		140	133	118	98	79	
利用延べ人数		6,340	6,250	5,002	4,386	3,285	
内 訳	「精神科デイ・ケア」(注1)	2,621	2,622	1,969	1,748	516	
	「精神科ショート・ケア」(注2)	午前	2,649	2,457	1,918	1,035	1,464
		午後	681	832	649	1,109	921
	その他(再診料のみ)	350	256	283	292	259	
	就労援助利用者数	39	83	183	202	125	
開催日数		193	195	192	187	159	
1日当たり利用者数		32.8	32.1	26.1	23.5	20.7	

注1)精神科デイ・ケア料を算定している延べ人数

注2)精神科ショート・ケア料を算定している延べ人数

表1-6 診断分類別利用者数(ICD-10)

(人・割合)

項目	年度	平成	平成	平成	令和	令和
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
F0	症状性を含む器質性精神障害	2(1%)	2(1.5%)	0	0	0
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	0	0	0	0	0
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	43(31%)	47(35%)	36(31%)	31(32%)	22(28%)
F3	気分(感情)障害	37(26%)	29(22%)	21(18%)	13(13%)	11(14%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	13(9%)	9(7%)	12(10%)	16(16%)	18(23%)
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	0	1(1%)	2(2%)	2(3%)
F6	成人の人格および行動の障害	5(4%)	2(1.5%)	2(2%)	1(1%)	0
F7	知的障害(精神遅滞)	4(3%)	3(2%)	4(3%)	3(3%)	3(4%)
F8	心理的発達の障害	33(24%)	36(27%)	37(31%)	31(32%)	22(28%)
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および詳細不明の精神障害	3(2%)	5(4%)	5(4%)	1(1%)	1(1%)
計		140	133	118	98	79

表1-7 利用開始時の男女別・年齢別利用者数

(人)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15歳～19歳	7	11	7	8	7	6	8	8	13	9
20歳～24歳	26	17	19	14	21	13	15	13	11	6
25歳～29歳	14	17	19	15	19	5	14	8	6	6
30歳～34歳	12	9	13	13	10	10	7	7	9	5
35歳～39歳	11	9	7	7	7	6	4	4	4	6
40歳～44歳	4	1	5	2	7	3	3	4	1	2
45歳以上	1	1	3	1	2	2	1	2	0	1
小計	75	65	73	60	73	45	52	46	44	35
計	140		133		118		98		79	
平均年齢(歳)	28.0	26.6	28.7	27.5	28.3	28.5	27.2	27.6	25.6	27.5

表1-8 相談援助件数

(件)

区分		年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練		
総計		1,726	2,199	2,193	2,339	2,398	1,831	2,344	2,694	2,135	2,316		
総数	電話・文書	750	1,100	1,006	1,361	1,109	1,060	1,368	1,360	1,221	1,306		
	面接	942	1,069	1,161	939	1,260	732	954	1,279	901	970		
	訪問	34	30	26	39	29	39	22	55	13	40		
承認利用者	電話・文書	515	705	775	1,018	870	839	1,138	990	854	1,040		
	面接	839	956	1,047	818	1,115	657	884	1,126	836	873		
(注1)	訪問	32	22	22	37	26	34	19	48	11	37		
未承認利用者	電話・文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(注2)	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
受理相談者	電話・文書	81	177	150	204	135	93	123	129	98	97		
	面接	63	77	84	101	86	54	49	122	43	82		
(注3)	訪問	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0		
退所後利用者	電話・文書	154	218	81	139	104	128	107	241	269	169		
	面接	40	36	30	20	59	21	21	31	22	15		
(注4)	訪問	2	7	4	2	3	5	3	6	2	3		

注1)「承認利用者」とは、承認を経てデイケアを利用中の者をいう。

注2)「未承認利用者」とは、承認を経ずにデイケアを利用した者をいう。

注3)「受理相談者」とは、インテーク面接中の者をいう。

注4)「退所後利用者」とは、アフターケア期間中の者をいう。

(5) 退所状況

平均利用月数は昨年度よりはやや長いものの、過去5年間の経過をみると比較的短期間の利用となっている(表1-9)。

転帰(デイケア退所後の進路)に関しては作業所等利用、他施設の利用が比較的多かった(表1-10)。

表1-9 利用期間別退所者数

(人)

期間	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3か月未満			0	0	0	2	0
3か月～6か月未満			0	1	0	1	0
6か月～12か月未満			9	6	6	0	1
12か月～18か月未満			4	8	6	6	3
18か月～24か月未満			10	9	8	1	3
24か月			33	29	31	30	16
平均利用月数			19.7	19.4	19.5	15.7	16.3

注)令和2年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令等に伴い、デイケア通所を一時的に中止していたため、中止期間(73日間)を利用期間に加えることにより通所可能な期間が2年間となるように調整し、利用者に不利益が生じないようにした。表中の利用期間については中止期間を含まないものとして集計を行った。

表1-10 転帰別退所者数 (人)

年度 退所理由	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就学・復学	3	5	9	2	3
就労・復職	10	5	3	5	0
作業所利用	10	13	9	17	9
家庭生活適応	13	19	18	13	4
他施設の利用	18	6	7	1	7
在宅療養	0	2	3	1	0
入院	2	2	1	0	0
その他	0	1	1	1	0
計	56	53	51	40	23

(6) 家族学習・懇談会、デイケア施設見学会の開催状況

家族学習・懇談会は、令和2年度当初の計画では年間6回から8回程度の実施予定であったが、実際には3回の実施であった。新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行いながら、例年通り職員紹介や医師講演、職員による学習会などを実施し、参加いただいた家族には好評であった。利用者・家族・職員が大人数参加するような活動（家族合同プログラム）や社会資源の見学に関しては感染拡大防止の観点から実施を見合わせた（表1-11）。

デイケア施設見学会については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった期間があるため例年の6割程度の開催数であった。感染防止の観点から事前予約制をとっていること、参加人数に制限を設けていることなど例年とは運営方法が大きく変更になったことが参加人数の変化にも反映されている（表1-12）。

表1-11 家族学習懇談会の開催状況 (回数・人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回数	6	6	8	6	3
参加延べ人数	120	107	95	96	57

表1-12 デイケア施設見学会の開催状況 (回数・人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回数	24	24	24	22	13
参加人数	237	228	185	169	97

注) 令和2年度より感染防止対策の一環として事前予約制とし、人数制限を設けて運営している。

2 地域活動支援

自治体によっては、独自に精神障害者に対するデイケア事業を運営している。当センターでは、地域活動支援として市からの要請に応じて、運営方法やプログラム内容等の検討会議に参加し、情報提供等の支援を行っている（表2-1）。

また、人材育成の一環として実習研修の受け入れを行っている。実習研修に関しては、当センターが募集するものと、思春期・青年期デイケアに直接申し込むもの（多摩総CES）がある。今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で予定されていた実習研修が実施できない期間もあったが、感染防止に配慮しながら可能な範囲で受け入れを進めてきた（表2-2）。

表2-1 市町村デイケア事業の運営支援

支援対象市	支援内容
八王子市	令和3年2月26日：八王子市保健所における精神保健事業の一環としての「精神保健グループ(デイケア)運営会議」に出席。令和2年度の実績報告及び令和3年度計画の検討等を実施。
町田市	令和3年3月5日：町田市における障がい者デイケア事業における運営会議に出席。精神障がい者デイケア事業の総括、参加者評価を実施。

* 新たな市町村デイケアの立上げ、運営支援はなかった。

表2-2 思春期・青年期デイケア実習・研修受け入れ状況

実習研修内容	支援内容
通所部門実習研修	例年、前期4月から9月、後期10月から翌年3月にデイケアの活動を1週間学ぶ研修生を受け入れている。令和2年度は後期に3名(保健所、病院、事業所など)受け入れた。(前期は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)
精神保健福祉士実習	大学や専門学校からの実習生を受け入れている。実習はデイケアのみではなく広報援助課とともに実施。今年度は実習期間が異なる3名を受け入れた。
作業療法士実習	例年8週間程度の実習生を1名受け入れている。今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため学校側からの申し入れにより中止となった。
公認心理師実習	大学や専門学校などからの見学・実習生を受け入れている。今年度もデイケア見学の受け入れと、4日間の実習のうち2日間をデイケアで受け入れた。
多摩総CES	多摩総CESとは発達障害がある方向けの心理教育(コミュニケーションを学ぶプログラム)であり、地域支援として公共機関・事業所・病院・学校などから見学者を受け入れている。今年度は学生1名の見学を受け入れた。

第3節 各課・科共通

1 令和2年度利用者数（利用者の居住地別）

医療圏	管轄保健所	市 町 村	相 談 担 当	デ イ ケ ア	ア ウ ト リ ー チ
西多摩	西 多 摩	青 梅 市	9	0	0
		福 生 市	1	0	0
		羽 村 市	5	0	0
		瑞 穂 町	2	0	0
		奥 多 摩 町	0	0	0
		あ き る 野 市	3	0	0
		日 の 出 町	1	0	0
		檜 原 村	0	0	0
南多摩	八 王 子 市	八 王 子 市	95	21	1
	町 田 市	町 田 市	51	12	1
	南 多 摩	日 野 市	26	11	1
		多 摩 市	56	13	0
		稲 城 市	13	2	1
		北多摩南部	調 布 市	26	1
北多摩南部	多 摩 府 中	狛 江 市	3	2	0
		府 中 市	29	2	0
		小 金 井 市	11	1	0
		武 蔵 野 市	6	0	0
		三 鷹 市	11	2	0
		北多摩西部	多 摩 立 川	立 川 市	16
昭 島 市	12			0	0
国 立 市	12			4	0
国 分 寺 市	5			0	0
東 大 和 市	7			3	0
武 蔵 村 山 市	5			0	0
北多摩北部	多 摩 小 平	小 平 市	16	1	2
		西 東 京 市	17	0	1
		東 村 山 市	8	0	3
		清 瀬 市	2	0	0
		東 久 留 米 市	8	0	2
多 摩 地 域 小 計			456	75	12
東 京 都 中 部 地 域 * 1			2	0	0
東 京 都 東 部 地 域 * 2			0	0	0
他 県 ・ そ の 他			10	4	0
合 計			468	79	12

注1) * 1 中部総合精神保健福祉センターの担当地域を指す。

注2) * 2 精神保健福祉センターの担当地域を指す。

2 令和2年度援助件数（援助対象者の地域別）

医療圏	管轄保健所	市 町 村	電話相談件数	技術援助件数	組織育成件数	研修受講者数
西多摩	西多摩	青梅市	105	111	7	44
		福生市	48	16	2	5
		羽村市	104	16	3	7
		瑞穂町	11	11	2	12
		奥多摩町	0	0	0	0
		あきる野市	37	10	1	5
		日の出町	7	0	0	8
		檜原村	1	0	0	2
南多摩	八王子市	八王子市	745	380	34	153
		町田市	777	68	23	62
	南多摩	日野市	518	26	24	26
		多摩市	925	115	13	33
		稲城市	123	1	1	27
北多摩南部	多摩府中	調布市	202	7	16	67
		狛江市	454	5	19	17
		府中市	399	369	1	66
		小金井市	354	9	10	17
		武蔵野市	166	35	2	21
		三鷹市	528	36	8	65
北多摩西部	多摩立川	立川市	422	555	8	86
		昭島市	333	37	3	41
		国立市	219	36	2	28
		国分寺市	228	21	22	43
		東大和市	47	106	1	16
		武蔵村山市	111	38	11	18
北多摩北部	多摩小平	小平市	251	289	25	54
		西東京市	441	28	5	25
		東村山市	103	14	23	19
		清瀬市	232	12	1	5
		東久留米市	126	1	2	27
多摩地域小計			8,017	2,352	269	999
東京都中部地域*1			112	125	10	20
東京都東部地域*2			65	27	3	28
他県・その他			785	9	7	0
合計			8,979	2,513	289	1,047

注1)*1 中部総合精神保健福祉センターの担当地域を指す。

注2)*2 精神保健福祉センターの担当地域を指す。

事業概要（令和3年版）

令和3年9月発行 登録番号（3）2

編集・発行 東京都立多摩総合精神保健福祉センター
東京都多摩市中沢2丁目1番地3
電話 042（376）1111（代）
印刷所 社会福祉法人 東京コロニー

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

